

# Morgan Stanley

## MSCIインデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）



この冊子の前半部分は投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は投資信託説明書（請求目論見書）です。

# Morgan Stanley

## MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

### ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集にあたり、委託会社は証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定による投資信託説明書(請求目論見書)を作成しており、投資家からのご請求によりお渡しいたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、請求されたことをご自身で記録しておいてください。

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

[参 考] 予定されている約款変更の内容  
信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

## 交付目論見書の目次

<b>ファンドの概要</b>	ファンドの基本情報	1
	ファンドの仕組み	3
	その他のファンド情報	5
<b>運用の内容</b>	ファンドの性格および特色	6
	ファンドの目的および基本的性格	6
	ファンドの投資対象	7
	投資態度	8
	運用体制	11
	投資制限	12
	分配方針	13
	投資リスク	14
	ファンドのリスク	14
	投資リスクに関する管理体制	15
<b>ご投資の手引き</b>	お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）	17
	手数料等および税金	20
	その他の費用	21
	課税上のお取扱い	22
	管理および運営（概要）	24
<b>運用の状況</b>	ファンドの運用状況等	28
	運用状況（概要）	28
	運用状況等	30
	(1) 投資状況	30
	(2) 投資資産	30
	(3) 運用実績	31
	財務情報（ハイライト）	36
<b>その他</b>	その他の情報	39
	委託会社等の概況	39
	内国投資信託受益証券事務の概要	39
	ファンドの詳細情報について	40

<添付>  
【約款】  
【用語解説】

## ファンドの基本情報

ファンドの名称	MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
主な投資対象 および ファンドの目的	主として世界各国の株式に「MSCI コクサイ・インデックス・マザー ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて投資を行 い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用 を行います。 * 詳細については、後述の「ファンドの性格および特色」をご参照ください。
ベンチマーク	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指 数（MSCI コクサイ・インデックス）
運用方針	後述の「ファンドの性格および特色」、「投資態度」、「約款」をご参 照ください。
運用実績	後述の「ファンドの運用状況等」をご参照ください。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 * 詳細については、後述の「投資制限」、「約款」をご参照ください。
ファンドの リスク	ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動もあり ます。）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元本が 保証されているものではありません。 * 詳細については、後述の「投資リスク」をご参照ください。
信託設定日	平成9年11月20日
信託期間	原則として無期限
決算日	原則として毎年11月19日の年1回決算（ただし休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として毎決算時に分配を行います。 ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 * 詳細については、後述の「分配方針」をご参照ください。
収益分配金 のお支払い ／再投資	i) 分配金支払いコース：原則として決算日から起算して5営業日目か らお支払いします。 ii) 分配金再投資コース：課税後に決算日の基準価額で無手数料で再投 資されます。
お申込取扱場所	販売会社の本・支店、営業所等
お申込期間	平成19年2月20日から平成20年2月19日まで * お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

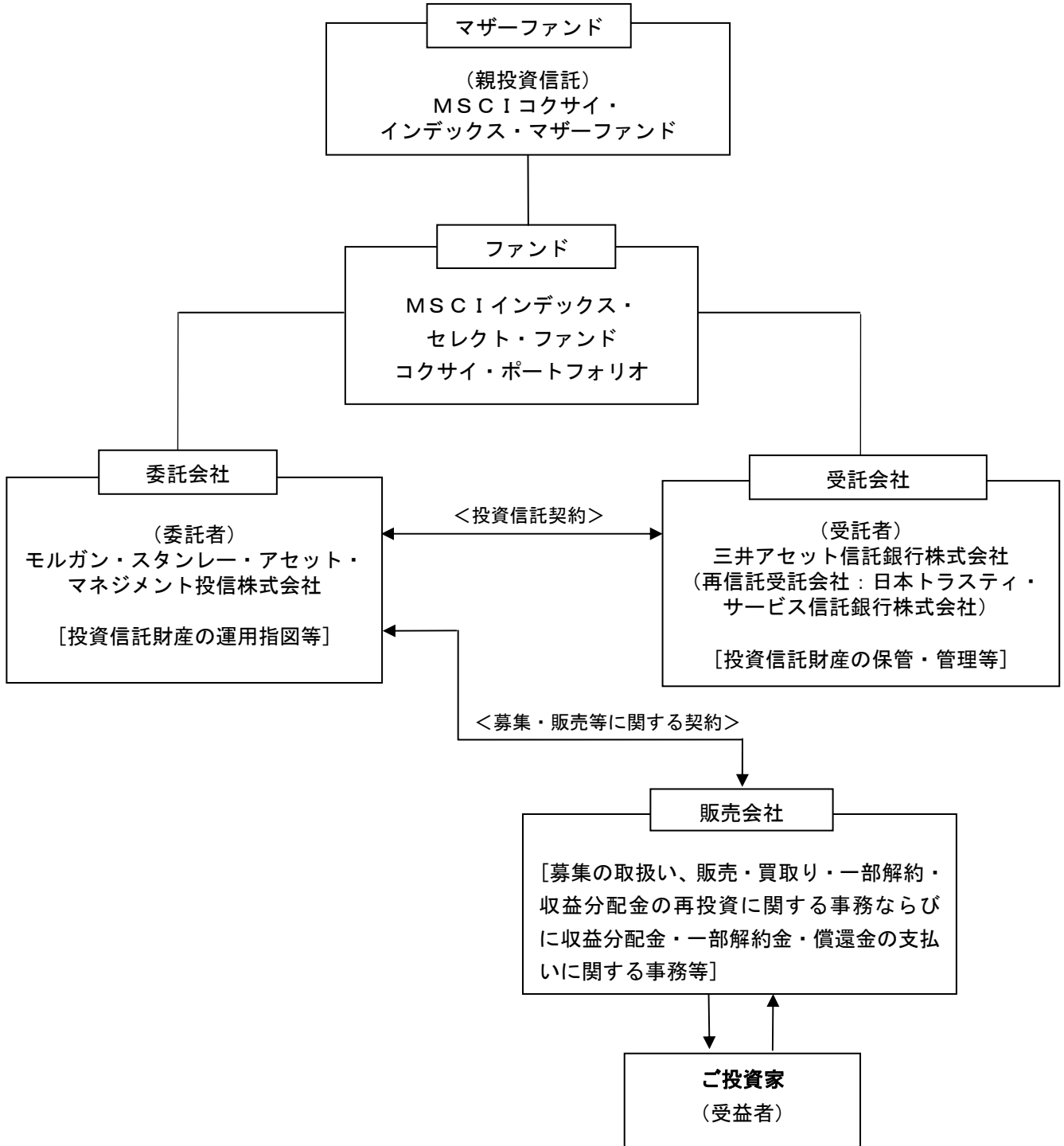
お 申 込 時 間	ご購入／ご換金共通：原則として午後3時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。（販売会社により異なりますのでご注意ください。） ただし、ファンドが定める休業日を除きます。
ご 購 入 単 位	最低申込単位を i) 分配金支払いコース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ii) 分配金再投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 として、各販売会社が個別に定める単位とします。 ※販売会社によっては i) または ii) どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご 購 入 価 額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご 購 入 手 数 料	ご購入金額または代金に応じ、販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率をご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 ※詳細については、後述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。 ※償還乗換え等によりお申込みの場合は、無手数料等となります。詳しくは後述の「手数料等および税金」をご参照ください。 ※MSCI インデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるお申込みの場合は無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれます。）
ご 購 入 代 金 の ご 入 金 日	ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。（なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。）
ご 換 金 単 位	各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご 換 金 価 額	ご換金には「解約請求」または「買取請求」があります。解約（買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ご 換 金 代 金 の お 支 払 日	原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率0.945%（税抜0.90%）
課 税 上 の お 取 扱 い	後述の「手数料等および税金」をご参照ください。

ご投資家のみなさまにおかれましては、投資信託説明書（目論見書）をよくお読みいただき、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

※当投資信託説明書（交付目論見書）で使用されております専門的な用語につきましては、巻末に「用語解説」を添付しておりますので併せてご参照ください。

**ファンドの仕組み**

**1** ファンドの仕組みの概要





## 2

## 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社および販売会社をいいます。）の名称および運営上の役割ならびに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要は次のとおりです。

- ◆ 委託会社：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
  - ・ 投資信託財産の運用指図
  - ・ 投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成 等

- ◆ 受託会社：三井アセット信託銀行株式会社  
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）  
受託会社は、委託会社との間の投資信託契約に基づき、以下の業務を行います。
  - ・ 投資信託財産の保管・管理
  - ・ 保管業務を行う外国の金融機関への指図・連絡等  
（信託事務の一部を再信託する場合があります。）

なお、受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ◆ 販売会社：販売会社については、後記「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」「お申込取扱場所と時間」をご参照ください。  
販売会社は、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集の取扱い等に関する契約ならびに証券投資信託受益権の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約に基づき、以下の業務を行います。
  - ・ 募集の取扱い
  - ・ 販売・買取り・一部解約・収益分配金の再投資\*に関する事務
  - ・ 収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務 等

\* 「分配金支払いコース」のみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

その他のファンド情報
------------

(1) 内国投資信託 受益証券の形態等	追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。） ファンドの受益権は、「社債等の振替に関する法律」（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、下記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
(2) 発行価額の総額	5,000億円を上限とします。信託金の限度額については約款第3条をご参照ください。
(3) 日本以外の地域における発行	ありません。
(4) 届出書提出日	平成19年2月19日
(5) 振替機関に関する事項	株式会社 証券保管振替機構
(6) 振替受益権について	<p>ファンドの受益権は、上記「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。</p> <p>ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。</p> <p>(参考)</p> <p>投資信託振替制度とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。</li> <li>・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。</li> <li>・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。</li> <li>・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。</li> <li>・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。</li> </ul>

## ファンドの性格および特色

### ファンドの目的および基本的性格

- 1 主として世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を通じて投資を行い\*、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。  
\*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。
- 2 グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（MSCIコクサイ・インデックス）に連動する投資成果を目指します。  
\*ただし、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。
- 3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ファンドおよびインデックスは円ベースです。
- 4 ファンドは、追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）\*です。  
\*「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

### 【MSCIインデックス（指数）について】

MSCI（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）が算出する、世界的な株価指数の名称です。

MSCIインデックスには、先進国やエマージング国、各地域、各国別、産業別、業種別など、様々な指数があります。

MSCIインデックスは、パフォーマンス評価のベンチマークとして、世界の機関投資家に広く利用されています。

MSCIは、1969年から30年以上にわたり豊富なりサーチ・データベースをもとに各種データを提供しており、その対象は現在約50カ国に達しています。（平成18年12月末現在、出所：MSCI）

MSCIインデックスは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社の知的財産であり、MSCIはモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルのサービスマークです。

MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。また、これらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。

MSCIインデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は変更されることがあります。

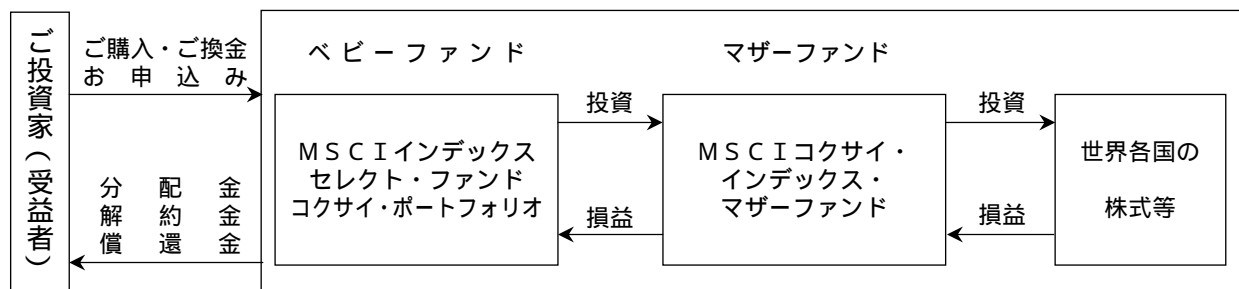
## ファンドの投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要な投資対象とします。

### 【ファミリーファンド方式について】

「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ）とし、その資金をマザーファンド（MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド）に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針については、約款をご参照ください。

\*平成19年2月19日現在、「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」以外で「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資するファンドとして、「モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド」および「モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド（適格機関投資家専用）」があります。今後も「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

### マザーファンドの主要投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を主要投資対象とします。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**投資態度**

1

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

2

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

実質外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

3

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（MSCIコクサイ・インデックス）\*1をベンチマーク\*2とします。

\*1 MSCIコクサイ・インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国（平成18年12月末現在）を構成国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）が開発した株価指数です。MSCIコクサイ・インデックスの構成国（平成18年12月末現在）は、以下の22カ国です。「アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港」

ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変更されることがあります。

\*2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、ベンチマークに連動した投資成果を目指しますが、それを保証するものではありません。また、世界の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

4

運用プロセスは、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階で行います。

## 【運用プロセス】

**第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程**

国、銘柄毎のインデックス組入比率等を分析し、その後各国インデックス構成銘柄の平均売買高、売買スプレッド等の流動性を分析します。次に、ファンドの運用金額および流動性分析結果を勘案し、自社グループ開発リスク管理およびポートフォリオ構築システムにより、トラッキング・エラー（ベンチマークと収益率との乖離）の最小化を図りつつ各国インデックスに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。地域、国別および業種別配分は、インデックスの地域別/国別構成比率および業種別構成比率に基づきます。

**第2段階 (a) 構築したポートフォリオを管理する過程**

MSCIよりインデックス構成銘柄変更に関するデータを電子メールで、さらに当社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーの監視を行います。また、個別銘柄分析リサーチ・データベース（RAPPA）等を活用し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。

**第2段階 (b) 構築したポートフォリオを管理する過程**

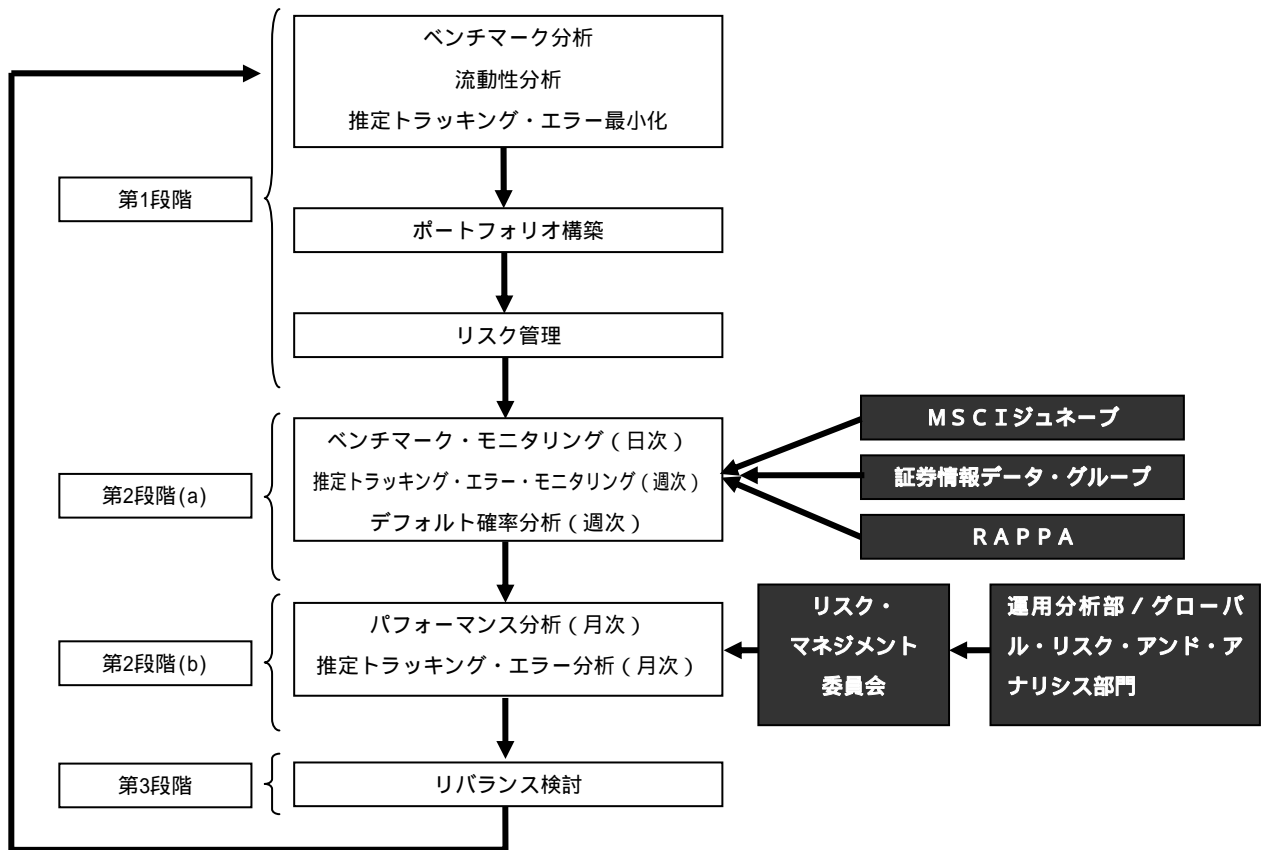
運用分析部が、毎月パフォーマンスの計測および要因分析を行います。これらの分析データを、当社グループ全体のポートフォリオ・リスク・モニタリング組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門に報告します。同部門は、これを基に運用状況を確認し、運用状況に懸念があると判断した場合には、社内のリスク・マネジメント委員会に詳細な調査を要請します。リスク・マネジメント委員会は、必要に応じて運用部に対応策を要請します。

**第3段階 リバランスを実施する過程**

原則として、MSCIが行う定期的な指数構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。

週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合

コーポレート・アクション、浮動株式調整等によりインデックス構成銘柄等が変更となった場合



有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 運用体制

ファンドの運用にあたっては、パッシブ運用を担当する第三運用部が担当します。  
MSCI構成銘柄に関するリサーチは、当社のグローバルな拠点網を活用して行います。

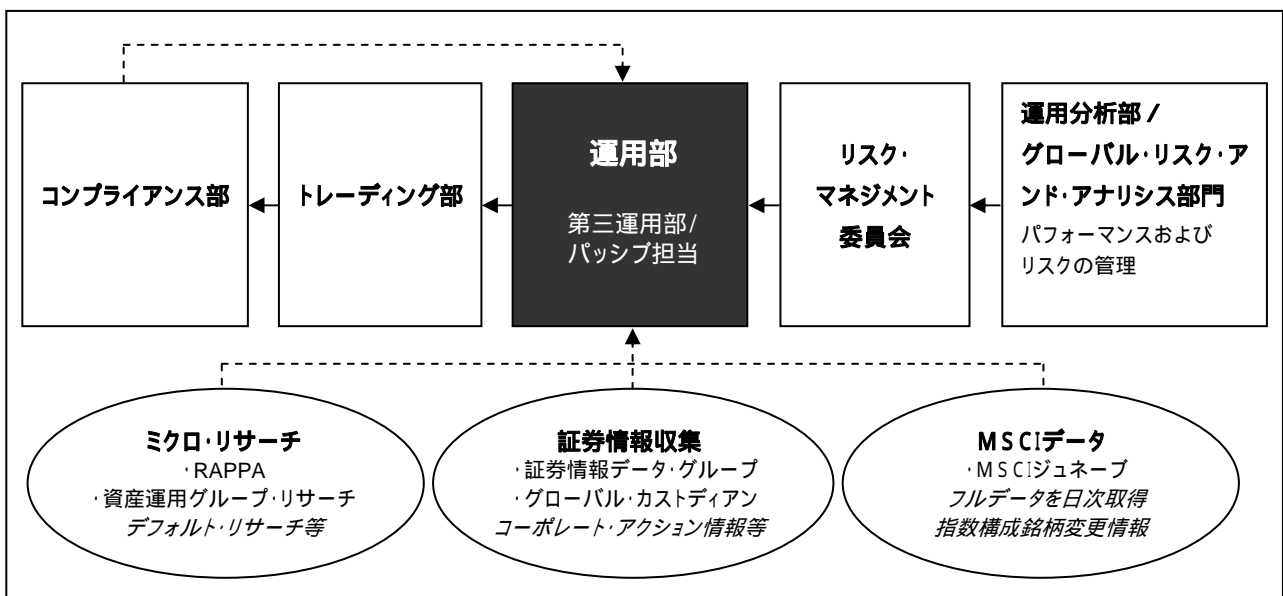
### マイクロ・リサーチ

調査に当たっては独自開発のRAPPA (Research and Portfolio Performance Analysis) を活用します。RAPPAは、世界の各拠点に在籍するリサーチ担当者が作成したレポートや社外のリサーチ・レポートを当社グループの運用プロフェッショナルで共有することを目的に開発された社内情報共有システムです。

### 証券情報収集

- ・ 日次でMSCIから構成銘柄変更に関するデータを取得します。
- ・ 日次で当社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクション情報を取得します。
- ・ 各証券保管銀行から保有銘柄に関するコーポレート・アクション情報を収集します。

上記体制で入手した情報を基に、当社グループ独自開発の最適化モデルおよび外部リスク管理モデルを利用し、ポートフォリオを構築管理します。



### トレーディング

実際の売買発注業務は、運用部門から独立した組織体であるトレーディング部が担当します。同部では、ファンドの投資基準を忠実に遵守し、最良執行を徹底します。

### コンプライアンス

委託会社ではファンドの運用に関する社内規程を設け、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程や、コンプライアンス・マニュアルによる有価証券等の売買執行に係る基準、その遵守手続き等に関しての取扱い基準等を定めています。こうした基準等を遵守して、利益相反となる取引やインサイダー・トレーディング等の発生と可能性を回避し、最良条件による取引が執行されるようにしています。

ファンドの運用体制等は、平成18年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## 投資制限

**株式への実質投資割合\*には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）**

**外貨建資産への実質投資割合\*には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）**

\*実質投資割合とは、ファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額(ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額がファンドの投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

委託会社は、上記の約款による投資制限の他、投資信託法等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図等の業務を遂行します。

詳しくは約款をご覧ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本の国際収支上の理由等により、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等の運用指図は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

有価証券の貸付の指図および範囲は、約款第23条の範囲で行います。

外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

マザーファンドは、ファンド同様の投信法による投資制限に従います。

詳しくはマザーファンド約款をご覧ください。

## 分配方針

年1回の決算時(原則11月19日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等\*の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、約款「運用の基本方針」に基づいて運用を行います。

\* 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金のお受取り等に関しては、後述の「管理および運営(概要) 受益者の権利等

1) 収益分配金受領権」をご参照ください。

## 投資リスク

### ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産に投資する場合は、為替変動の影響を受けます。したがって、基準価額<sup>\*1</sup>は変動し、元本が保証されているものではありません。よって、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。また、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

\*1 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の純資産総額を計算日<sup>\*2</sup>における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りに換算した金額で表示されることがあります。

\*2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。

#### 価格変動リスク

ファンドが保有する有価証券等の価格の変動により、基準価額は変動します。

#### 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするため保有有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。その場合、市場動向や流動性等の状況により、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他ファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

#### 信用リスク

組入れ株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額に大きく影響を与えることがあります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、マザーファンドを通じて主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けません。円安局面では基準価額の上昇要因の一つとなりますが、円高局面ではその資産価値を減少させる可能性があります。

#### 対象とする株価指数との乖離

ファンドは、MSCIコクサイ・インデックスと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とMSCIコクサイ・インデックスは乖離する場合があります。乖離を引き起こす主な要因は、ファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買する時間のずれ、株式を売買する際の売買コスト、信託報酬等の費用の負担等があります。（これらの場合以外にも乖離する場合があります。）

**流動性リスク**

ファンドが保有する有価証券等が期待される価格で売却できない場合、ファンドの基準価額は影響を受ける場合があります。

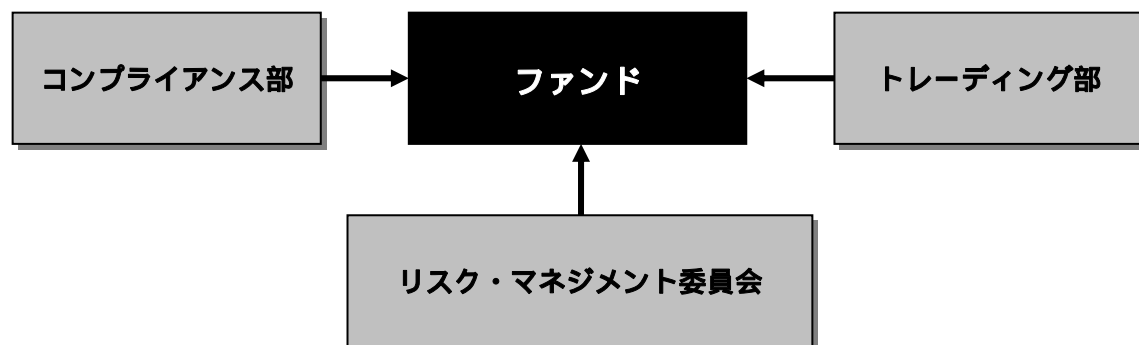
**その他**

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合、投資信託約款の規定に従い、受益権のご購入のお申込み、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けたお申込み・請求の各受付を取消す場合があります。

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

**投資リスクに関する管理体制**

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクを、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。

**売買執行体制**

売買執行は、運用部門から組織的に独立したトレーディング部が行い、利益相反等の未然防止を徹底します。また、売買発注者は、最良執行遂行の観点から、発注先の情報処理能力、売買執行能力、事務処理能力、システム対応能力、信用力等を考慮し、総合的に判断して注文発注先を選別します。

**コンプライアンス体制**

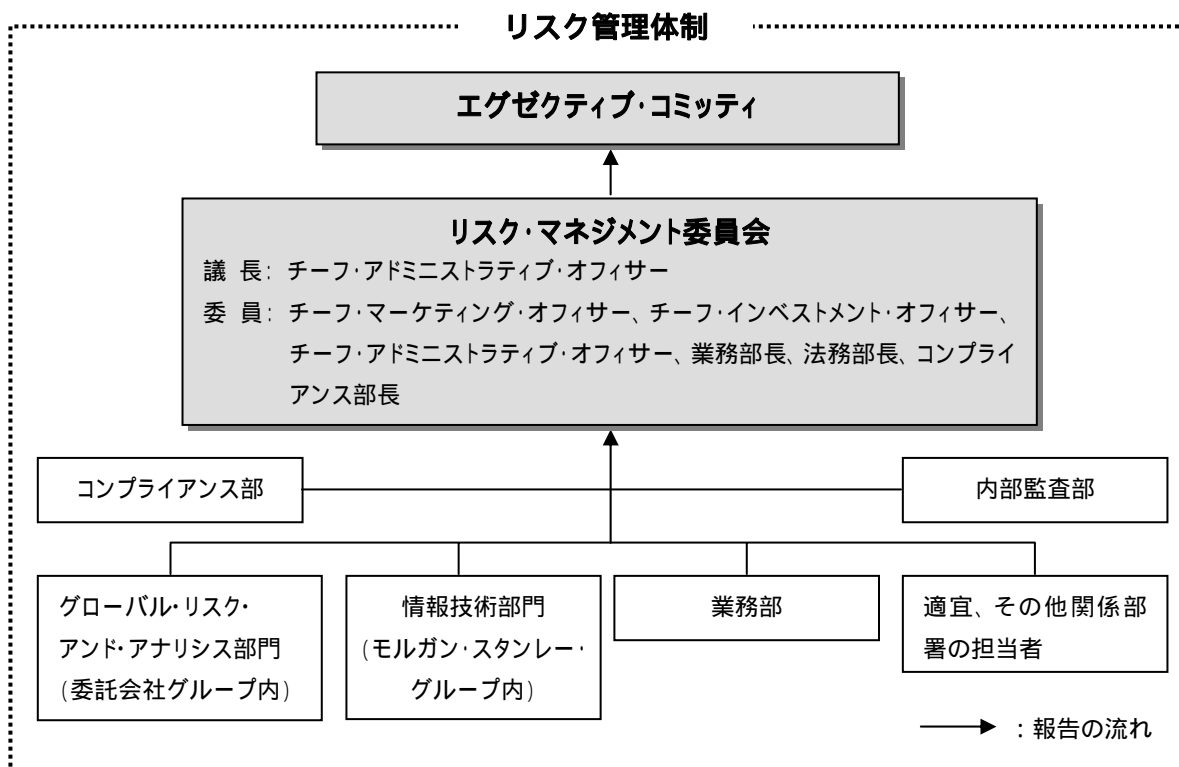
コンプライアンス部が、ファンドの投資ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

**リスク・マネジメント委員会**

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では報告内容を審議し、

関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



リスク・マネジメント委員会は、平成18年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）****お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

**モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社**  
〔電話番号〕 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

**2 お申込時間**

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受け付けは、原則として午後3時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

なお、ニューヨークの証券取引日の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みの受け付けはできません。

**ご購入のお取扱い****1 ご購入単位**

最低申込単位を

分配金支払いコース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
分配金再投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口の整数倍をもってご購入のお申込みに応じることができ、その販売価額はファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

**2 ご購入価額**

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。

### 3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、ご購入金額または代金に応じて販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれますのでご注意ください。）

### 4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

#### <ご購入に際しての留意点>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、投資信託約款の規定に従い追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する証券会社および登録金融機関は、ファンドのご購入のお申込みの受付の中止、既に受付けたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとし、

## ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。  
ご換金に伴うお手数料は不要です。

### 1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### 2 ご換金価額

#### 【解約請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（一部解約の実行の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を解約価額とします。

受益者のお手取り額は以下のとおりとなります。

**個人の受益者の場合**

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%。）を差し引いた額。

平成16年1月1日より総合課税と申告不要制度の選択制となりました。従って、原則として確定申告は不要です。なお、解約差損については、確定申告により株式等の売買益と損益通算することができます。

**法人の受益者の場合**

解約価額から所得税（解約価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の7%。）を差し引いた額。

解約価額は、毎営業日計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへの問い合わせが可能です。

**モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社**

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

**【買取請求の場合】**

ご換金価額は、ご換金申込受付日（買取の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を買取価額とし、受益者のお手取り額となります。

買取価額がご購入代金（ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額）を上回った場合の買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

\*「個別元本」とは、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する額は含まれません。）をいいます。詳しくは、後述の「手数料等および税金 課税上のお取扱い」をご参照ください。

上記税率は、平成19年2月19日現在のものであり、税法等が改正された場合は、上記の内容が変更になる場合があります。

**3****ご換金代金のお支払日**

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

**<ご換金に際しての留意点>**

委託会社（一部解約の場合）および販売会社（買取りの場合は委託会社との協議に基づいて）は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者があるご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

**大口解約の制限**

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。



## 手数料等および税金

## ご購入時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額*

\* 各販売会社により異なります。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。（詳しくは、前述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。）  
償還乗換え等によりお申込みの場合には、無手数料等となります。詳しくは後述の「償還乗換え等について」をご参照ください。

## 保有期間中にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金									
信託報酬*1	ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.945%（税抜0.90%）を乗じて得た額 その配分については以下のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">配分比率（年率）</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.105%（税抜0.10%）</td> </tr> </tbody> </table>	配分比率（年率）			委託会社	販売会社	受託会社	0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）
配分比率（年率）										
委託会社	販売会社	受託会社								
0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）								
所得税および地方税	個人の受益者の場合 普通分配金*2額に対し 10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 普通分配金*2額に対し 7%（所得税）									
その他費用	後述の「その他の費用」をご参照									

\*1 信託報酬については、後述の「信託報酬について」をご参照ください。

\*2 普通分配金については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

## ご換金時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
<解約請求の場合> 所得税および地方税	個人の受益者の場合 解約価額の個別元本*超過額に対し 10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 解約価額の個別元本*超過額に対し 7%（所得税）
<買取請求の場合>	買取差益は譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。

\* 個別元本については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

## 償還時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
所得税および地方税	個人の受益者の場合 償還時の個別元本超過額に対し 10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 償還時の個別元本超過額に対し 7%（所得税）

上記税率は、平成19年2月19日現在のものであり、税法等が改正された場合は、上記の内容が変更になる場合があります。

**< 償還乗換え等について >**

償還乗換え<sup>\*1</sup>によりファンドをご購入する場合には、販売会社によってはご購入申込口数のうち当該償還金額（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額）の範囲内でご購入する口数については無手数料とし、当該ご購入申込口数のうち、当該償還金額を超える金額に対応する口数については、当該ご購入申込口数に対する手数料率を適用します。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

換金乗換え<sup>\*2</sup>によりファンドのご購入のお申込みをされる場合には、販売会社が別途定める手数料率を適用する場合があります。

- \*1 「償還乗換え」とは、ご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内における買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドのご購入のお申込みを行う場合をいいます。
- \*2 「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドのご購入のお申込みを行っていただく場合をいいます。

お取扱いについては各販売会社にお問い合わせください。

**< 信託報酬について >**

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

上記の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は信託報酬支払いのときに投資信託財産中から支払われます。

**そ の 他 の 費 用**

**1** 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

**2** 諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産に係る監査報酬

法律顧問に対する報酬

投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用

投資信託振替制度に係る費用および手数料

3

委託会社は前記 2 に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、委託会社に支払われます。

## 課税上のお取扱い

1

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のようなお取扱いとなります。

### A 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回ご購入された場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドをご購入された場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースでご購入された場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後述の「C 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

### B 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### C 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

**D** 個人、法人別の課税のお取扱いについて  
<個人の受益者に対する課税>

	課税対象額		税率等
収益分配金	普通分配金 <sup>*1</sup>	配 当 所 得	源泉課税 10% (所得税7% 地方税3%) <sup>*3</sup>
一部解約金	解約価額 <sup>*2</sup> の個別元本超過額		
償還金	償還価額の個別元本超過額		
買取代金	買取差益	譲 渡 所 得	申告分離課税 10% (所得税7% 地方税3%) <sup>*3</sup>

\*1 普通分配金については、上記の**C**「収益分配金の課税について」をご参照ください。

\*2 解約価額は、一部解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額です。

\*3 平成19年2月19日現在の税率であり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。

配当所得は、上場株式等の配当金と同様に、総合課税と申告不要制度の選択制となります。従って、原則として確定申告は不要ですが、確定申告をすることにより配当控除の適用を受けることができます。(ただし、当ファンドには適用されません。)

一部解約時または償還時に差損が発生した場合は、みなし譲渡損として確定申告により株式等の譲渡益と損益通算することができます。また、買取請求により発生した譲渡益は、株式等の譲渡益と同様に申告分離課税が適用され、その譲渡損益は株式等の譲渡損益と損益通算することができます。

なお、損益通算の結果、その年に控除し切れなかった損失は、解約・償還損および買取差損とも翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

<法人の受益者に対する課税>

	課税対象額		税率等
収益分配金	普通分配金	配 当 所 得	源泉課税 7% (所得税) <sup>*</sup>
一部解約金	解約価額の個別元本超過額		
償還金	償還価額の個別元本超過額		
買取代金	買取差益	譲 渡 所 得	法人課税

\* 平成19年2月19日現在の税率であり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。

法人の益金不算入制度は当ファンドに適用されません。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

## 2 投資信託財産が支払う税金

投資信託財産の取引により外国で発生する税金は、ファンドが負担します。

上記税率は、平成19年2月19日現在のものであり、税法等が改正された場合は、上記の内容が変更になる場合があります。

## 管理および運営（概要）

### 資産管理等の概要

#### 1 資産の評価

投資有価証券等の評価は、海外の資産については原則として計算日の前日の時価で評価し、国内の資産については原則として計算日の時価で評価します。

投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

#### 2 保管

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### 3 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記「**5** その他 **C** 償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

#### 4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

#### 5 その他

##### A 運用報告書

委託会社は、各計算期間の末日および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

詳しくは約款をご覧ください。

**B** 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の証券投資信託受益権の募集の取扱い等に関する契約書および証券投資信託受益権の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。

**C** 償還条件（信託の終了）

委託会社は次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合

ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託会社はあらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

この投資信託契約の解約に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託契約の解約を行いません。委託会社は、投資信託契約の解約を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、次のいずれかの場合には、上記の異議の申立ての規定を適用せず、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合  
監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より認可\*の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申し立ての結果、投資信託約款の変更が成立した場合を除きます。）

\* 金融商品取引法等が施行された場合は、登録と読み替えます。

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

**D** 投資信託約款の変更

委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意の上、ファンドの投資信託約款を変更することができ、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告は行いません。

この投資信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

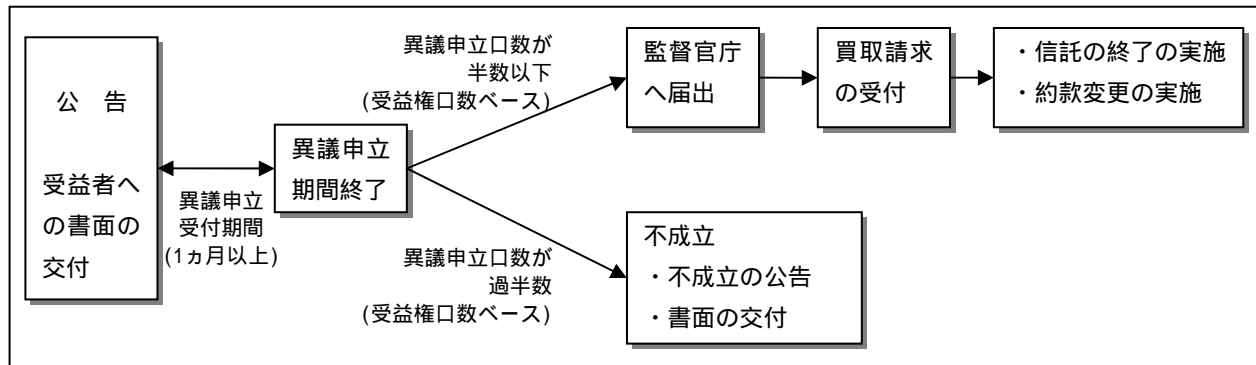
一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えると

詳しくは約款をご覧ください。

きは、投資信託約款の変更を行いません。委託会社は、投資信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の規定に従います。

#### 【信託の終了、投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ】



#### E 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 受益者の権利等

### 1 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を保有口数に応じて受領する権利を有します。

#### 【分配金支払いコースをお持ちの場合】

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（決算日から起算して、原則として5営業日目）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）は、販売会社にてお受取りいただけます。

#### 【分配金再投資コースをお持ちの場合】

収益分配金は、課税後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

詳しくは約款をご覧ください。

**2 償還金受領権**

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。  
償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）は、販売会社にてお受取りいただけます。受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

**3 買戻し請求権（買取りまたは一部解約の実行の請求権）**

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社（または販売会社を通じて委託会社）に各販売会社が定める単位をもって受益権の買取りまたは一部解約の実行を請求する権利を有します。  
お支払代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

**4 反対者の買取請求権**

上記「資産管理等の概要」**5** その他 **C** 償還条件（信託の終了）」に記載する投資信託契約の解約または「資産管理等の概要」**5** その他 **D** 投資信託約款の変更」に記載する投資信託約款の変更を行う場合において、前記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。  
前記買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続きにより行うものとします。

**5 帳簿閲覧請求権**

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

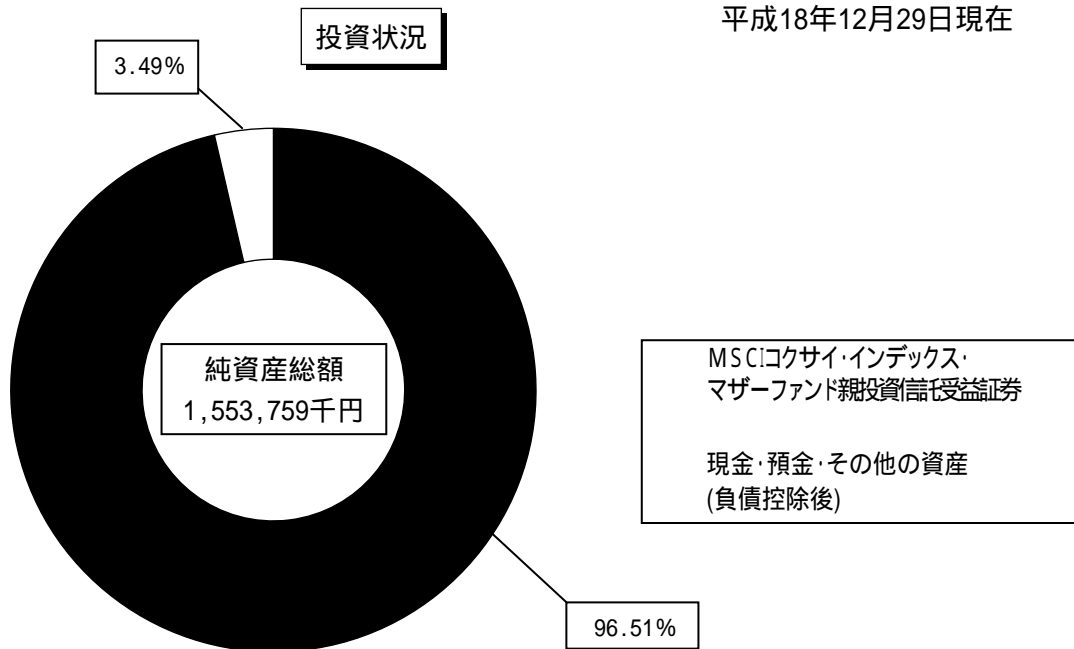
詳しくは約款をご覧ください。



ファンドの運用状況等

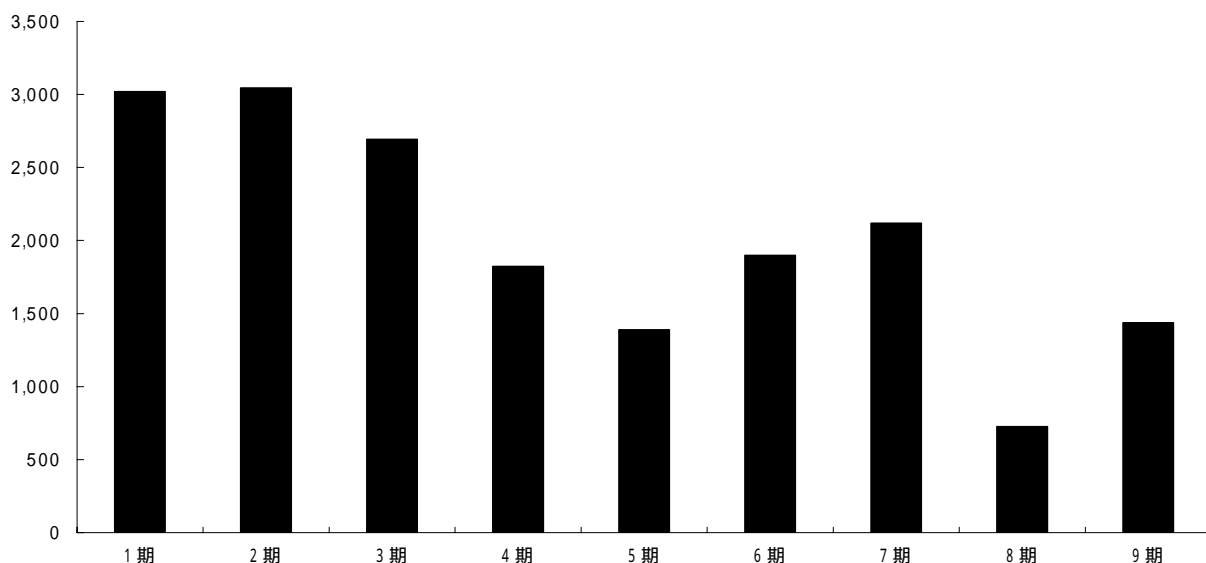
運用状況（概要）

平成18年12月29日現在



純資産の推移

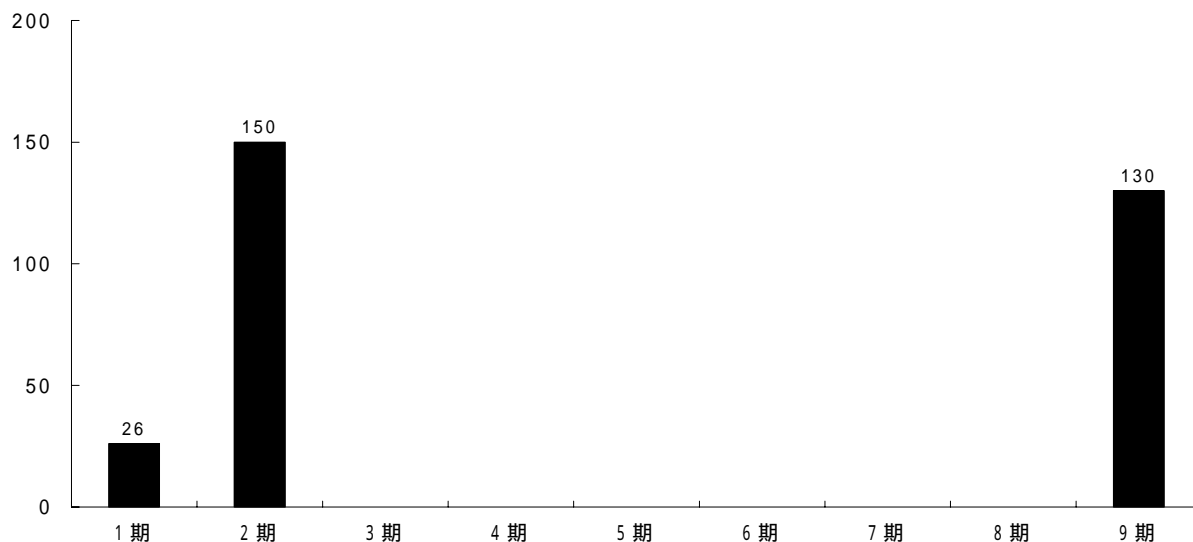
【純資産総額（百万円）】



【決算期】

## 分配の推移

【1万口当たりの分配金（円）】

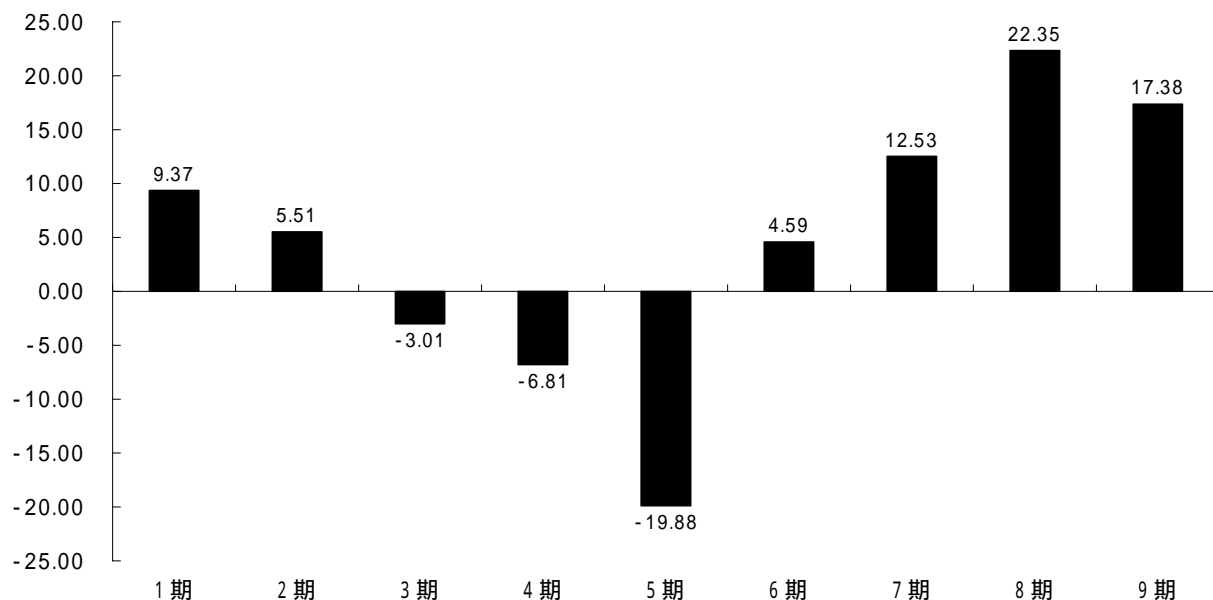


## 【決算期】

運用状況によっては、分配金が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

## 収益率の推移

【収益率（％）】



## 【決算期】

上記は、有価証券届出書記載の運用状況を分かりやすくするためにグラフ化したものです。そのため、データの一部を省略または簡易化している場合があります。詳細な情報については「運用状況等」(1)「投資状況」または(3)「運用実績」をご参照ください。

**運用状況等**

## (1)投資状況

(平成18年12月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド親投資信託受益証券	日本	1,499,611	96.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		54,148	3.49
合計(純資産総額)		1,553,759	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)時価合計の単位未満は切捨て。

(注3)親投資信託受益証券の評価方法は、請求目論見書「ファンドの経理状況等 経理状況」[1](#) 財務諸表 (3) 注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注4)外貨建資産は、平成18年12月29日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、平成18年12月29日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=119.11円、1スイスフラン=97.42円、1デンマーククローネ=20.99円、1ユーロ=156.50円です。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄(全銘柄)

(平成18年12月29日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券		1,055,989,818	1.3650	1,441,448,549	1.4201	1,499,611,140	96.51

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

## 投資有価証券の種類別投資比率

(平成18年12月29日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.51
合計	96.51

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3)運用実績

## 純資産の推移

平成18年12月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

(平成18年12月29日現在)

計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成10年11月19日)	3,020,105,083	3,027,302,015	1.0911	1.0937
第2期(平成11年11月19日)	3,044,921,536	3,081,062,330	1.1377	1.1512
第3期(平成12年11月20日)	2,692,977,865	2,692,977,865	1.1035	1.1035
第4期(平成13年11月19日)	1,822,601,392	1,822,601,392	1.0283	1.0283
第5期(平成14年11月19日)	1,389,504,810	1,389,504,810	0.8239	0.8239
第6期(平成15年11月19日)	1,899,711,768	1,899,711,768	0.8617	0.8617
第7期(平成16年11月19日)	2,119,459,099	2,119,459,099	0.9697	0.9697
第8期(平成17年11月21日)	726,778,395	726,778,395	1.1864	1.1864
第9期(平成18年11月20日)	1,437,437,655	1,450,053,987	1.3796	1.3917
平成17年12月末日	762,010,655	-	1.1997	-
平成18年1月末日	840,069,266	-	1.2380	-
2月末日	868,639,401	-	1.2317	-
3月末日	911,973,001	-	1.2661	-
4月末日	942,732,225	-	1.2611	-
5月末日	922,202,149	-	1.1942	-
6月末日	969,356,591	-	1.2229	-
7月末日	1,017,993,461	-	1.2389	-
8月末日	1,152,142,265	-	1.2960	-
9月末日	1,263,235,396	-	1.3227	-
10月末日	1,390,485,866	-	1.3626	-
11月末日	1,452,387,258	-	1.3712	-
12月29日	1,553,759,894	-	1.4319	-

(注) 分配落後純資産総額および分配落1口当たり純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

## 分配の推移

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0026
2期	0.0150
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0
9期	0.0130

## 収益率の推移

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率(%)
1期	9.37
2期	5.51
3期	3.01
4期	6.81
5期	19.88
6期	4.59
7期	12.53
8期	22.35
9期	17.38

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日\*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

\*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

(参考情報)

(1)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の運用状況

「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」は「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成18年12月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	81,571,211	53.93
	イギリス	19,002,230	12.56
	フランス	7,781,869	5.14
	カナダ	5,863,372	3.88
	ドイツ	5,847,357	3.87
	スイス	5,487,559	3.63
	オーストラリア	4,445,234	2.94
	スペイン	3,224,286	2.13
	イタリア	3,074,400	2.03
	オランダ	2,961,417	1.96
	スウェーデン	2,071,068	1.37
	香港	1,412,240	0.93
	フィンランド	1,135,381	0.75
	ベルギー	995,515	0.66
	シンガポール	784,738	0.52
	アイルランド	734,841	0.49
	ノルウェー	729,340	0.48
	デンマーク	649,641	0.43
	ギリシャ	503,899	0.33
	オーストリア	490,234	0.32
ポルトガル	267,397	0.18	
ニュージーランド	123,031	0.08	
	小計	149,156,270	98.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,096,921	1.39
合計(純資産総額)		151,253,190	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)時価合計の単位未満は切捨て。

(注3)株式の評価方法は請求目論見書「ファンドの経理状況等 経理状況」<sup>1</sup> 財務諸表(参考情報)(2)注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1.有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注4)外貨建資産は、平成18年12月29日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、平成18年12月29日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=119.11円、1カナダドル=102.59円、1豪ドル=94.16円、1英ポンド=233.66円、1スイスフラン=97.42円、1香港ドル=15.32円、1シンガポールドル=77.61円、1ニュージーランドドル=84.00円、1スウェーデンクローナ=17.31円、1ノルウェークローネ=18.96円、1デンマーククローネ=20.99円、1ユーロ=156.50円です。

(注5)株式の「国・地域」の分類については、当該株式の発行企業の法人化された国および当該株式の主要取引市場を参考に分類しております。

(2) 「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の投資資産  
投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成18年12月29日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	310,549	8,707.70	2,704,168,882	9,210.77	2,860,397,369	1.89
2	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	539,306	4,317.15	2,328,266,793	4,464.24	2,407,592,927	1.59
3	CITIGROUP INC	アメリカ	株式	各種金融	258,299	6,053.68	1,563,661,456	6,655.86	1,719,203,738	1.14
4	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・ サービス	463,099	3,502.14	1,621,839,520	3,570.91	1,653,688,462	1.09
5	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	銀行	236,473	6,529.53	1,544,058,895	6,390.25	1,511,121,942	1.00
6	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	1,031,733	1,359.90	1,403,059,776	1,335.36	1,377,742,096	0.91
7	HSBC HOLDINGS	イギリス	株式	銀行	602,006	2,312.92	1,392,396,506	2,175.37	1,309,588,561	0.87
8	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・ パーソナル用品	165,837	7,606.18	1,261,387,721	7,680.21	1,273,663,450	0.84
9	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・ バイオテクノ・ライフ	152,800	8,007.51	1,223,548,863	7,911.28	1,208,844,531	0.80
10	PFIZER	アメリカ	株式	医薬品・ バイオテクノ・ライフ	380,830	3,238.23	1,233,218,820	3,105.19	1,182,552,440	0.78
11	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	109,400	10,124.03	1,107,569,238	10,270.85	1,123,631,569	0.74
12	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	各種金融	181,367	5,675.49	1,029,347,040	5,826.86	1,056,800,335	0.70
13	CISCO SYSTEMS	アメリカ	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	318,849	3,207.65	1,022,757,066	3,265.99	1,041,359,622	0.69
14	CHEVRON CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	114,850	8,236.03	945,908,802	8,847.49	1,016,134,318	0.67
15	AMERICAN INT'L GROUP	アメリカ	株式	保険	115,399	8,579.31	990,044,556	8,561.62	988,003,171	0.65
16	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	114,000	8,521.14	971,410,139	8,560.55	975,902,700	0.65
17	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	医薬品・ バイオテクノ・ライフ	302,688	3,209.40	971,449,230	3,131.04	947,729,446	0.63
18	IBM CORP	アメリカ	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	79,500	11,174.25	888,353,410	11,550.09	918,232,687	0.61
19	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	2,750,873	321.36	884,023,647	331.79	912,731,958	0.60
20	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	20,933	43,087.90	901,959,163	42,475.11	889,131,686	0.59
21	AT & T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	202,879	3,956.20	802,630,587	4,228.40	857,854,577	0.57
22	NOVARTIS NAMEN	スイス	株式	医薬品・ バイオテクノ・ライフ	121,622	7,063.48	859,075,704	6,853.49	833,536,012	0.55
23	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	株式	エネルギー	196,305	4,312.71	846,607,686	4,187.18	821,965,783	0.54
24	ROCHE HOLDING GENUSS	スイス	株式	医薬品・ バイオテクノ・ライフ	36,699	21,505.13	789,217,096	21,364.20	784,044,995	0.52
25	ROYAL BANK OF SCOTLAND	イギリス	株式	銀行	166,202	4,450.76	739,726,267	4,663.85	775,141,796	0.51
26	UBS AG-REG	スイス	株式	各種金融	104,228	7,323.27	763,290,247	7,194.46	749,864,906	0.50
27	INTEL CORP	アメリカ	株式	半導体・ 半導体製造装置	301,350	2,630.00	792,551,199	2,432.22	732,951,365	0.48
28	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	145,750	4,736.47	690,341,905	4,926.38	718,021,284	0.47
29	WAL-MART STORES	アメリカ	株式	食品・ 生活必需品小売り	130,700	5,655.66	739,194,931	5,480.25	716,268,818	0.47
30	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ	株式	銀行	166,800	4,317.99	720,241,965	4,278.43	713,642,324	0.47

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

## 投資有価証券の種類別投資比率

(平成18年12月29日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	98.61
合計	98.61

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

## 投資株式の業種別投資比率

(平成18年12月29日現在)

投資株式の種類	投資株式の業種	投資比率 (%)	
株式	外国	銀行	12.08
		エネルギー	9.67
		資本財	7.23
		各種金融	6.99
		医薬品・バイオテクノ・ライフ	6.82
		素材	5.50
		保険	5.26
		食品・飲料・タバコ	4.84
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.70
		電気通信サービス	4.63
		公益事業	4.48
		ソフトウェア・サービス	3.57
		メディア	3.30
		小売	2.73
		ヘルスケア機器・サービス	2.64
		食品・生活必需品小売り	2.09
		半導体・半導体製造装置	1.62
		消費者サービス	1.60
		運輸	1.59
		耐久消費財・アパレル	1.59
		家庭用品・パーソナル用品	1.40
不動産投信	1.33		
不動産	1.06		
自動車・自動車部品	1.03		
商業サービス・用品	0.87		
合計	98.61		

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

(注2) インデックスの構成銘柄であり、マザーファンドにおいて組入れ実績がある上場不動産投資信託(会社形態含む)につきましては、投資株式中の業種「不動産投信」として集計しております。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



**財務情報（ハイライト）**

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」は、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当有価証券届出書に添付されております。

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

## (1)貸借対照表

区分	第8期	第9期
	(平成17年11月21日現在)	(平成18年11月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	1,147,137	1,245,567
金銭信託	599,720	-
コール・ローン	27,946,708	62,025,598
親投資信託受益証券	697,581,348	1,373,245,427
未収入金	3,134,051	21,613,969
未収利息	-	169
流動資産合計	730,408,964	1,458,130,730
<b>資産合計</b>	<b>730,408,964</b>	<b>1,458,130,730</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	-	12,616,332
未払解約金	519,353	2,098,837
未払受託者報酬	312,619	600,662
未払委託者報酬	2,500,925	4,805,249
その他未払費用	297,672	571,995
流動負債合計	3,630,569	20,693,075
<b>負債合計</b>	<b>3,630,569</b>	<b>20,693,075</b>
<b>純資産の部</b>		
元本		
元本	612,608,599	
剰余金		
期末剰余金	114,169,796	
(うち分配準備積立金)	(101,957,746)	
純資産合計	726,778,395	
<b>負債・純資産合計</b>	<b>730,408,964</b>	
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		1,041,926,020
剰余金		
期末剰余金		395,511,635
(うち分配準備積立金)		(237,922,123)
純資産合計		1,437,437,655
<b>負債・純資産合計</b>		<b>1,458,130,730</b>

## (2) 損益及び剰余金計算書

区分	第 8 期	第 9 期
	自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
	金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	273,174	22,251
受取利息	371	14,584
有価証券売買等損益	212,358,649	191,301,648
為替差損益	27,517	77,260
その他収益	4,290	19,094
営業収益合計	212,664,001	191,434,837
営業費用		
受託者報酬	1,230,415	1,036,309
委託者報酬	9,843,240	8,290,369
その他費用	1,171,707	986,836
営業費用合計	12,245,362	10,313,514
営業利益または損失 ( )	200,418,639	
営業利益金額または損失金額 ( )		181,121,323
経常利益または損失 ( )	200,418,639	
経常利益金額または損失金額 ( )		181,121,323
当期純利益または損失 ( )	200,418,639	
当期純利益金額または純損失金額 ( )		181,121,323
一部解約に伴う当期純利益または 損失 ( ) 分配額	91,434,039	
一部解約に伴う当期純利益金額また は純損失金額 ( ) 分配額		11,269,659
期首剰余金または欠損金 ( )	66,113,685	114,169,796
剰余金増加額	-	160,869,022
( 当期追加信託に伴う剰余金増加額 )	( - )	(160,869,022)
剰余金減少額	-	36,762,515
( 当期一部解約に伴う剰余金減少額 )	( - )	(36,762,515)
欠損金減少額	71,298,881	-
( 当期一部解約に伴う欠損金減少額 )	(53,425,579)	( - )
( 当期追加信託に伴う欠損金減少額 )	(17,873,302)	( - )
分配金	-	12,616,332
期末剰余金または欠損金 ( )	114,169,796	395,511,635

## (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	第9期
	自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には、入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日が休日のため、平成16年11月20日から平成17年11月21日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日、ならびに平成18年11月19日が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。

## その他の情報

### 委託会社等の概況

#### 1 委託会社の概況

名 称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社  
本店所在の場所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
代表者の役職氏名：代表取締役社長 ビクター・チャング  
資本金の額：9億9,000万円（平成18年12月末現在）  
会社の沿革  
昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立  
昭和62年3月31日 投資顧問業登録  
昭和62年9月9日 投資一任業務認可  
平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会  
社に商号変更  
平成7年9月14日 投資信託委託業の免許取得

#### 2 大株主の状況

名 称：モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・  
インク  
(Morgan Stanley International Holdings, Inc.)  
住 所：19085 アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン  
センターロード1013番地  
ユーエス・コーポレーション・カンパニー気付  
保有株数：4,502株  
比 率：100%

### 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿  
受益者名簿は作成しません。
- (3) 受益者に対する特典  
受益者に対する特典はありません。
- (4) 受益権の譲渡制限の内容  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社

に対抗することはできません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## ファンドの詳細情報について

下記の詳細情報については投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。なお、投資信託説明書（請求目論見書）については、ご投資家からのご請求によりお渡ししております。

- お申込（ご購入・ご換金）手続き
  - お申込取扱場所と時間
  - ご購入のお取扱い
  - ご換金のお取扱い
- 管理および運営
  - 資産管理等の概要
  - 受益者の権利等
- ファンドの経理状況等
  - 経理状況（財務諸表、ファンドの現況）
  - 設定および解約の実績
- その他の情報
  - ファンドの沿革

追加型証券投資信託  
MSCI インデックス・セレクト・ファンド  
コクサイ・ポートフォリオ  
約 款

(2007.1)

MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

運用の基本方針

約款の第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式(当該株式の預託により発行されるDRおよびバントリーファンドを含みます。)に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下、「MSCI コクサイ指数」といいます。)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く22カ国(2001年12月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。)および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを

回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年1回決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 4,210,110,000 円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。  
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。  
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、4,210,110,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。  
委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。  
前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受付けないものとします。  
追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権につい

ては追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める3%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

第5項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払

いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の受益権の売却価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者の指定する証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

第5項、第7項および第8項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款(以下「積立投資約款」といいます。)に従って結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第5項、第7項、第8項および第9項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該各信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

第3項および第4項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。



## 第12条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## 第15条 (削除)

## 第16条 (削除)

## 第17条 (削除)

## 第18条 (削除)

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハに掲げるもの)に限ります。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸

付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

## 11. 外国法人の発行する譲渡性預金証券

12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとする。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとする。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。 )の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとする。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。 )の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係

る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。 )、預金その他の資産をいいます。以下同じ。 )の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。 )の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。 )の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。 )に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変

動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マ

ザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (資金の借入れ)

第 29 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマ

ザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 32 条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 34 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、投資信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律、関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 36 条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 37 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 38 条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 41 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 44 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成 12 年 12 月 1 日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第47条 (削除)

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、

当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金(第52条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日の前日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (受益証券の買取り)

第51条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益権を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受付けないものとします。

第1項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額

とします。

第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づき、この信託の受益権の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消しまたはその両方を行うものとします。

#### (信託の一部解約)

第52条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が生じた場合に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)および委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込

みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消しまたはその両方を行うものとします。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (投資信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継さ

せることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 57 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 58 条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 58 条の2 第 53 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公 告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 第 48 条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年3月 30 日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年3月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条(受益証券の種類)から第 18 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年 11 月 20 日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
モルガン・スタンレー・アセット  
マネジメント投信株式会社  
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ

受託者 東京都中央区京橋一丁目7番1号  
中央三井信託銀行株式会社  
取締役社長 古沢 熙一郎

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の(委託者の認可取消等に伴う取扱い)の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。(下線部は変更部分を示します。)

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 55 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

# 親投資信託

## M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

### 約 款

( 2 0 0 6 . 5 )

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

#### 運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

##### 1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

世界各国の株式 ( D R ( 預託証券 ) およびカントリーファンドを含みます。 ) を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

世界各国の株式 ( 当該株式の預託により発行される D R およびカントリーファンドを含みます。 ) に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数 ( 以下「 M S C I コクサイ指数 」 と い い ま す 。 ) に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国 ( 2001 年 12 月末現在 ) を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル ( M S C I ) が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク ( 連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。 ) および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション

取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引 ( 以下「有価証券先物取引等」といいます。 ) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 ( 以下「スワップ取引」といいます。 ) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

###### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの ( 以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。 ) への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。



(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 1,868,790,171 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5000 億円を限度として信託金(第4条に規定する信託適格有価証券を含みます。)を追加することができます。  
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。  
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券による追加信託)

第4条 委託者は、この信託の受益権を、他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限るものとし、この投資信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。以下「信託適格有価証券」といいます。)をもって取得させることができます。

前項において、他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券をもって取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを充たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、

投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の追加型証券投資信託の受託者である三井アセット信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,868,790,171 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。  
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。  
前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受付けないものとします。

追加信託金または追加信託に係る有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の追加信託または投資信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。  
委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。  
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。  
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
    - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
  - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
  - ホ. 金銭債権
  - ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
  - ト. 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利
  - チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号および第6号でそれぞれ定める「金利先渡取引」、「為替先渡取引」および「スワップ取引」に限ります。)に係る権利
  - リ. 金銭を信託する信託の受益権(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
    - ロ. 為替手形
    - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 )および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。 )
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。 )
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。 )
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。 )

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。 )されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書

- の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売出しにより取得する株券
- 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 19 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信

託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 27 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、投資信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律、関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 29 条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 34 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 35 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。なお、第 1 期の計算期間は、平成 14 年 3 月 11 日から平成 14 年 11 月 19 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 38 条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 39 条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 40 条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。以下、本条において同じ。)または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了した時は、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第 42 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 43 条 委託者は、受益者の請求があつた場合は、信託の一部を解約します。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の投資信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

受託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 か月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 47 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 50 条 第 44 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 44 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 28 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 33 条に定める運用報告書を交付しません。

(公 告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成 14 年 3 月 11 日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
モルガン・スタンレー・アセット・  
マネジメント投信株式会社  
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ

受託者 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号  
中央三井信託銀行株式会社  
取締役社長 古沢 照一郎

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の(委託者の認可取消等に伴う取扱い)の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。(下線部は変更部分を示します。)

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## 用語解説（50音順）

**委託会社**

投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。運用会社ともいいます。

**運用報告書**

ファンドの運用状況を、受益者に説明するための資料です。ある一定の期間毎やファンド償還時に委託会社が作成し、販売会社経由で受益者に届けられます。

**MSCI**

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社。同社が算出するMSCIコクサイ・インデックスを含む一連の指数は、運用担当者が世界各国市場のパフォーマンスを相互比較する際のベンチマークの一つとなっています。

**解約価額**

ファンド換金時の価額のことをいいます。

**為替ヘッジ**

為替変動リスクを回避するために行われます。外貨建資産を買うのと同時に、通貨の先渡取引やオプション取引を利用して一定の為替レートで外貨と円貨を交換する契約を結びます。

**為替変動リスク**

為替相場の変動が、基準価額に影響を与えることをいいます。具体的には、円高は基準価額にはマイナス要因に、円安はプラス要因となります。

**基準価額**

ファンドの1口（1単位）当たりの評価額のことです。純資産総額を受益権総口数で割った金額です。便宜上、1万口当たりで表示されることがあります。

**収益分配金**

ファンドの決算時に受益者に支払われる分配金のことです。実際の分配金額は、決算日における運用益から経費等を控除した後、分配方針に基づき委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

**純資産総額**

ファンドの保有する投資信託財産の合計のことです。投資信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものです。

**信託期間**

ファンドの設定日から、ファンドの償還日までの期間のことをいいます。

**信託報酬**

ファンド運営上の役割に応じて、委託会社・販売会社・受託会社に支払われる報酬です。投資信託約款に規定された料率に基づき日々計算され、投資信託財産の中から控除されます。

**トラッキング・エラー**

トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンがベンチマークに対して超過したリターンのばらつきを示します。ファンドのリターンがベンチマークのリターンと乖離するほど数値が大きくなります。

**📖 ファミリーファンド方式**

ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を親投資信託 (= マザーファンド) に投資して実質的な運用を行う仕組みです。この仕組みにより、運用の共通化・効率化が可能になります。

**📖 分配金再投資コース**

ファンドの収益分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースのことです。

**📖 分配金支払いコース**

ファンドの収益分配時に、収益分配金を受取るコースのことです。

**📖 ベンチマーク**

ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。

**📖 ポートフォリオ**

資産運用のために、リスクの分散を考慮して複数の有価証券を組み合わせたものをいいます。

**📖 目論見書**

お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等の情報をご投資家に提供するための説明書です。お申込みの際は販売会社より必ずお受け取りになり、内容をご覧のうえ、商品内容、リスク等をご理解いただき、ご自身のご判断でお申込みください。目論見書には、投資家に必ず交付する交付目論見書と投資家の請求により交付する請求目論見書があります。

**📖 約款 (投資信託約款)**

ファンド毎の基本方針、運用方法、運用制限、収益分配方針、運営、管理などを規定したものです。

**📖 リスク**

ファンドの基準価額を変動させる要因となるものをいいます。ファンドの主要なリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなどで、この他にも解約による資金流出に伴うリスクなどがあります。

なお、投資信託は値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産へ投資する場合は為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。



# Morgan Stanley

## MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

### ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

[参 考] 予定されている約款変更の内容  
信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

## 請求目論見書の目次

<b>ご投資の手引き</b>	<b>お申込（ご購入・ご換金）手続き</b> .....	1
	お申込取扱場所と時間 .....	1
	ご購入のお取扱い .....	1
	ご換金のお取扱い .....	3
<b>管理および運営</b>	<b>管理および運営</b> .....	5
	資産管理等の概要 .....	5
	受益者の権利等 .....	7
<b>運用の状況</b>	<b>ファンドの経理状況等</b> .....	9
	経理状況 .....	9
	財務諸表 .....	12
	ファンドの現況 .....	49
	設定および解約の実績 .....	49
<b>その他</b>	<b>その他の情報</b> .....	50
	ファンドの沿革 .....	50

**お申込（ご購入・ご換金）手続き****お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

**モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社**

〔電話番号〕 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

**2 お申込時間**

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受付けは、原則として午後3時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

なお、ニューヨークの証券取引日の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みの受付けはできません。

**ご購入のお取扱い****1 ご購入単位**

最低申込単位を

分配金支払いコース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
分配金再投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「分配金支払いコース」と収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、お申込取扱場所によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

ご購入に際しては「分配金支払いコース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをご指定ください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口の整数倍をもってご購入のお申込みに応じることができ、その販売価額はファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

## 2 ご購入価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。  
基準価額の算出方法、算出頻度および照会方法については「管理および運営 資産管理等の概要」<sup>1</sup>「資産の評価」をご参照ください。

## 3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、ご購入金額または代金に応じて販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。  
償還乗換え等によりお申込みの場合は、無手数料等でお取扱いいたします。詳しくは交付目論見書の「手数料等および税金」をご参照ください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれますのでご注意ください。）

## 4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

### 【分配金支払いコースの場合】

ご購入金額（ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込みの口数）に、ご購入手数料ならびに当該ご購入手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算したものをご購入代金としてお申込みの販売会社にお支払いください。

### 【分配金再投資コースの場合】

ご購入代金をお申込みの販売会社にお支払いください。（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する金額はご購入代金から差し引かれます。）

ご投資家の皆様のご購入にかかわる資金の総額は、販売会社により、委託会社の口座を経由して、追加信託を行う日に、受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

### <ご購入に際しての留意点>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加設定により分割された受

益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、投資信託約款の規定に従い追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する証券会社および登録金融機関は、ファンドのご購入のお申込みの受付の中止、既に受付けたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

## ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。  
ご換金に伴うお手数料は不要です。

### 1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### 2 ご換金価額

#### 【解約請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（一部解約の実行の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を解約価額とします。

受益者のお手取り額は以下のとおりとなります。

#### 個人の受益者の場合

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%。）を差し引いた額。

\*平成16年1月1日より総合課税と申告不要制度の選択制となりました。従って、原則として確定申告は不要です。なお、解約差損については、確定申告により株式等の売買益と損益通算することができます。

#### 法人の受益者の場合

解約価額から所得税（解約価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の7%。）を差し引いた額。

解約価額は、毎営業日計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへの問い合わせが可能です。

#### モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

#### 【買取請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（買取の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を買取価額とし、受益者のお手取り額となります。

買取価額がご購入代金（ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額）を上回った場合の買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

\*「個別元本」とは、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する額は含まれません。）をいいます。詳しくは、交付目論見書の「手数料等および税金 課税上のお取扱い」をご参照ください。

上記の税率は、平成19年2月19日現在のものであり、税法等が改正された場合は、上記の内容が変更になる場合があります。

**3****ご換金代金のお支払日**

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

**<ご換金に際しての留意点>**

委託会社（一部解約の場合）および販売会社（買取りの場合は委託会社との協議に基づいて）は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

**大口解約の制限**

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

## 管理および運営

## 資産管理等の概要

## 1 資産の評価

## 【基準価額の計算方法】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額である純資産総額を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

投資有価証券等の評価は、海外の資産については原則として計算日の前日の時価で評価し、国内の資産については原則として計算日の時価で評価します。

投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

## 2 保 管

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## 3 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記「**5** その他 **C** 償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

## 4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

※詳しくは約款をご覧ください。



## 5 その他

## A 運用報告書

委託会社は、各計算期間の末日および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

## B 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の証券投資信託受益権の募集の取扱い等に関する契約書および証券投資信託受益権の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。

## C 償還条件（信託の終了）

- ①委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記の投資信託契約の解約をしません。委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前段落の規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- ②委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ③委託会社が監督官庁より認可\*の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「**D** 投資信託約款の変更」②に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

\* 金融商品取引法等が施行された場合には登録と読み替えます。

- ④受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

※詳しくは約款をご覧ください。

**D** 投資信託約款の変更

- ①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記の投資信託約款の変更をしません。委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記①および②の規定に従います。

**E** 投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

**F** 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**受 益 者 の 権 利 等****1** 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を保有口数に応じて受領する権利を有します。

**【分配金支払いコースをお持ちの場合】**

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（決算日から起算して、原則として5営業日目）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）は、お受取りいただけます。
- ・収益分配金は、販売会社においてお受取りいただけます。

**【分配金再投資コースをお持ちの場合】**

- ・収益分配金は、課税後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

※詳しくは約款をご覧ください。

受託会社は、支払開始日の前日までに、収益分配金の全額を委託会社に払い込みます。受託会社は、かかる払い込みの後には、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 2

**償還金受領権**

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）は、お受取りいただけます。
- ・ 償還金は、販売会社の営業所においてお受取りいただけます。
- ・ 償還金額は、信託終了時におけるファンドの投資信託財産の総資産総額をその時の受益権口数で除した額となります。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受託会社は、支払開始日の前日までに、償還金の全額を委託会社に払い込みます。受託会社は、かかる払い込みの後には、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 3

**買戻し請求権（買取りまたは一部解約の実行の請求権）**

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社（または販売会社を通じて委託会社）に各販売会社が定める単位をもって受益権の買取りまたは一部解約の実行の請求する権利を有します。

お支払代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社にて受益者にお支払いします。

受託会社は、支払開始日の前日までに、一部解約金の全額を委託会社に払い込みます。受託会社は、かかる払い込みの後には、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 4

**反対者の買取請求権**

上記「資産管理等の概要」[5](#) その他 [C](#) 償還条件」①に記載する投資信託契約の解約または「資産管理等の概要」[5](#) その他 [D](#) 投資信託約款の変更」①および②に記載する投資信託約款の変更を行う場合において、前記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前記買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続きにより行うものとします。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「資産管理等の概要」[5](#) その他 [C](#) 償還条件」①または前記「資産管理等の概要」[5](#) その他 [D](#) 投資信託約款の変更」①および②に規定する公告または書面に付記します。

## 5

**帳簿閲覧請求権**

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

※詳しくは約款をご覧ください。

**ファンドの経理状況等****経 理 状 況**

- (1) ファンドの財務諸表は、第8期計算期間（平成16年11月20日から平成17年11月21日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第9期計算期間（平成17年11月22日から平成18年11月20日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期計算期間（平成16年11月20日から平成17年11月21日まで）および第9期計算期間（平成17年11月22日から平成18年11月20日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年1月10日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

余 詔 豊



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

村山 周平



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成16年11月20日から平成17年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成17年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成19年1月9日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

勝又 三郎



指定社員

公認会計士

業務執行社員

山田 信之



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成17年11月22日から平成18年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成18年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1

## 財務諸表

## MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

## (1)貸借対照表

区分	第8期	第9期
	(平成17年11月21日現在)	(平成18年11月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,147,137	1,245,567
金銭信託	599,720	-
コール・ローン	27,946,708	62,025,598
親投資信託受益証券	697,581,348	1,373,245,427
未収入金	3,134,051	21,613,969
未収利息	-	169
流動資産合計	730,408,964	1,458,130,730
資産合計	730,408,964	1,458,130,730
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	12,616,332
未払解約金	519,353	2,098,837
未払受託者報酬	312,619	600,662
未払委託者報酬	2,500,925	4,805,249
その他未払費用	297,672	571,995
流動負債合計	3,630,569	20,693,075
負債合計	3,630,569	20,693,075
純資産の部		
元本		
元本	612,608,599	
剰余金		
期末剰余金	114,169,796	
(うち分配準備積立金)	(101,957,746)	
純資産合計	726,778,395	
負債・純資産合計	730,408,964	
純資産の部		
元本等		
元本		1,041,926,020
剰余金		
期末剰余金		395,511,635
(うち分配準備積立金)		(237,922,123)
純資産合計		1,437,437,655
負債・純資産合計		1,458,130,730

## (2) 損益及び剰余金計算書

区分	第 8 期	第 9 期
	自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
	金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	273,174	22,251
受取利息	371	14,584
有価証券売買等損益	212,358,649	191,301,648
為替差損益	27,517	77,260
その他収益	4,290	19,094
営業収益合計	212,664,001	191,434,837
営業費用		
受託者報酬	1,230,415	1,036,309
委託者報酬	9,843,240	8,290,369
その他費用	1,171,707	986,836
営業費用合計	12,245,362	10,313,514
営業利益または損失 ( )	200,418,639	
営業利益金額または損失金額 ( )		181,121,323
経常利益または損失 ( )	200,418,639	
経常利益金額または損失金額 ( )		181,121,323
当期純利益または損失 ( )	200,418,639	
当期純利益金額または純損失金額 ( )		181,121,323
一部解約に伴う当期純利益または 損失 ( ) 分配額	91,434,039	
一部解約に伴う当期純利益金額また は純損失金額 ( ) 分配額		11,269,659
期首剰余金または欠損金 ( )	66,113,685	114,169,796
剰余金増加額	-	160,869,022
( 当期追加信託に伴う剰余金増加額 )	( - )	(160,869,022)
剰余金減少額	-	36,762,515
( 当期一部解約に伴う剰余金減少額 )	( - )	(36,762,515)
欠損金減少額	71,298,881	-
( 当期一部解約に伴う欠損金減少額 )	(53,425,579)	( - )
( 当期追加信託に伴う欠損金減少額 )	(17,873,302)	( - )
分配金	-	12,616,332
期末剰余金または欠損金 ( )	114,169,796	395,511,635



## (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	第9期
	自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には、入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日が休日のため、平成16年11月20日から平成17年11月21日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日、ならびに平成18年11月19日が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第8期 (平成17年11月21日現在)	第9期 (平成18年11月20日現在)
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,185,572,784円 258,052,782円 1,831,016,967円	(その他の注記)1に記載しております。
2. 当該計算期間の末日 における受益権総数		1,041,926,020口
3. 1口当たり純資産額	(1口当たり情報)に記載しております。	1.3796円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自平成16年11月20日 至平成17年11月21日	第9期 自平成17年11月22日 至平成18年11月20日																																				
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は114,169,796円であるため、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> <th>1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>12,279,139</td> <td>200.44</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>89,033,248</td> <td>1,453.34</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>12,212,050</td> <td>199.34</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>645,359</td> <td>10.53</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>114,169,796</td> <td>1,863.65</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2. その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p> <p>3. 欠損金減少額</p> <p>当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金減少額は、それぞれ欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額(円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	12,279,139	200.44	B. 有価証券 売買等損益	89,033,248	1,453.34	C. 収益調整金	12,212,050	199.34	D. 分配準備 積立金	645,359	10.53	分配可能額	114,169,796	1,863.65	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は408,127,967円であるため、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、13,545,038円(一万口当り130円)を分配金額としております。(外国所得税額928,706円控除後の分配金は12,616,332円となります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> <th>1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>20,051,174</td> <td>192.44</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>149,800,490</td> <td>1,437.72</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>157,589,512</td> <td>1,512.47</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>80,686,791</td> <td>774.39</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>408,127,967</td> <td>3,917.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2. その他費用</p> <p>同左</p> <p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額(円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	20,051,174	192.44	B. 有価証券 売買等損益	149,800,490	1,437.72	C. 収益調整金	157,589,512	1,512.47	D. 分配準備 積立金	80,686,791	774.39	分配可能額	408,127,967	3,917.02
	金額(円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	12,279,139	200.44																																			
B. 有価証券 売買等損益	89,033,248	1,453.34																																			
C. 収益調整金	12,212,050	199.34																																			
D. 分配準備 積立金	645,359	10.53																																			
分配可能額	114,169,796	1,863.65																																			
	金額(円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	20,051,174	192.44																																			
B. 有価証券 売買等損益	149,800,490	1,437.72																																			
C. 収益調整金	157,589,512	1,512.47																																			
D. 分配準備 積立金	80,686,791	774.39																																			
分配可能額	408,127,967	3,917.02																																			

## (重要な後発事象に関する注記)

第 8 期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
該当事項はありません。	

## (その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 8 期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
期首元本額		612,608,599円
期中追加設定元本額	(貸借対照表に関する注記)に記載しております。	612,010,212円
期中一部解約元本額		182,692,791円

2. 有価証券関係  
売買目的有価証券

種類	第 8 期 (平成17年11月21日現在)		第 9 期 (平成18年11月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)
親投資信託 受益証券	697,581,348	113,860,428	1,373,245,427	179,771,219
合計	697,581,348	113,860,428	1,373,245,427	179,771,219

## 3. デリバティブ取引等関係

第 8 期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日	第 9 期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	第 8 期 (平成17年11月21日現在)	第 9 期 (平成18年11月20日現在)
1口当たり純資産額	1.1864円	(貸借対照表に関する注記)に記載しております。

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	MSCIコクサイ・インデックス・ マザーファンド	1,006,335,503	1,373,245,427	
合計		1,006,335,503	1,373,245,427	

## 第2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

## 第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第5 借入金明細表

該当事項はありません。

## (参考情報)

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成18年11月20日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

## (1)貸借対照表

区分	(平成18年11月20日現在)	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
預金		275,689,214
コール・ローン		537,571,081
株式		141,060,610,489
未収配当金		218,827,112
未収入金		23,394,672
未収利息		1,472
流動資産合計		142,116,094,040
資産合計		142,116,094,040
負債の部		
流動負債		
未払金		80,550,998
未払解約金		325,865,443
流動負債合計		406,416,441
負債合計		406,416,441
純資産の部		
元本等		
元本		103,850,324,166
剰余金		
剰余金		37,859,353,433
純資産合計		141,709,677,599
負債・純資産合計		142,116,094,040

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1 .有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券(株式)については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算日に当該証券取引所の最終相場がない場合は、当該証券取引所における直近の最終相場もしくは当該証券取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2 .デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3 .外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4 .収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成18年11月20日現在)	
1. 計算日における受益権総数	103,850,324,166口
2. 1口当たり純資産額	1.3646円

## (重要な後発事象に関する注記)

自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成18年11月20日現在)	
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの第9期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	76,401,263,946円
期中追加設定元本額	35,554,940,548円
期中一部解約元本額	8,105,880,328円
期末における元本の内訳	
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ	1,006,335,503円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド	1,861,307,453円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド (適格機関投資家専用)	100,982,681,210円
期末元本合計	103,850,324,166円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

(平成18年11月20日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当該親投資信託の期首(平成17年11月22日)から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	141,060,610,489	15,539,561,221
合計	141,060,610,489	15,539,561,221

## 3. デリバティブ取引等関係

## 取引の状況に関する事項

	自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・ 為替予約取引 であります。
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針	為替予約取引は外貨建資金の受渡しを行う際の円換算額を確定させるために、行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 取引の時価等に関する事項

	(平成18年11月20日現在)
該当事項はありません。	

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

次表のとおりです。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

## 第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第5 借入金明細表

該当事項はありません。



## 有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

(平成18年11月20日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	3M CO	36,600	81.40	2,979,240.00	
		ABBOTT LABORATORIES	77,900	47.67	3,713,493.00	
		ABERCROMBIE & FITCH CO	4,500	71.09	319,905.00	
		ACCENTURE LTD-CL A	29,650	35.15	1,042,197.50	
		ACE LTD	16,550	57.80	956,590.00	
		ACTIVISION	14,100	16.28	229,548.00	
		ADC TELECOMMUNICATIONS INC	5,985	13.63	81,575.55	
		ADOBE SYSTEMS	30,600	41.45	1,268,370.00	
		ADVANCE AUTO PARTS	5,399	38.07	205,539.93	
		ADVANCED MICRO DEVICES	27,779	21.45	595,859.55	
		AES CORPORATION	33,550	22.38	750,849.00	
		AETNA INC NEW	28,900	41.27	1,192,703.00	
		AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	5,700	50.08	285,456.00	
		AFLAC	25,398	44.47	1,129,449.06	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	21,700	33.75	732,375.00	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	11,400	69.98	797,772.00	
		AKAMAI TECHNOLOGIES	6,700	49.25	329,975.00	
		ALBERTO-CULVER CO	4,100	21.43	87,863.00	
		ALCOA INC	44,410	28.27	1,255,470.70	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	4,350	78.65	342,127.50	
		ALLIANT ENERGY CORP	5,950	39.47	234,846.50	
		ALLIED CAPITAL CORP	7,400	31.47	232,878.00	
		ALLSTATE CORP	30,850	64.48	1,989,208.00	
		ALLTEL CORP	18,900	56.84	1,074,276.00	
		ALTERA CORPORATION	18,300	20.51	375,333.00	
		ALTRIA GROUP INC	106,600	85.01	9,062,066.00	
		AMAZON COM INC	15,950	42.55	678,672.50	
		AMB PROPERTY CORP USD COM	4,500	59.05	265,725.00	
		AMBAC FINANCIAL GROUP INC	5,400	85.32	460,728.00	
		AMEREN CORPORATION	10,500	53.80	564,900.00	
		AMERICAN CPTL STRATEGIES	7,000	44.07	308,490.00	
		AMERICAN EAGLE OUTF.	6,850	47.33	324,210.50	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	20,150	41.41	834,411.50	
		AMERICAN EXPRESS	56,699	59.84	3,392,868.16	
		AMERICAN INT'L GROUP	112,699	72.05	8,119,962.95	
		AMERICAN PWR CONVERSION	8,900	30.50	271,450.00	
		AMERICAN STANDARD COS INC	9,300	46.06	428,358.00	
		AMERICAN TOWER CORP-CL A	21,400	37.62	805,068.00	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	11,250	53.41	600,862.50	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	10,750	46.97	504,927.50	
		AMGEN INC	60,182	72.51	4,363,796.82	
		AMPHENOL CORP-CL A	4,550	67.76	308,308.00	
		AMYLIN PHARMACEUTICALS	5,350	43.45	232,457.50	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	22,650	46.83	1,060,699.50	
		ANALOG DEVICES	18,400	33.67	619,528.00	
		ANHEUSER-BUSCH	39,449	46.89	1,849,763.61	
		AON CORP	14,649	35.31	517,256.19	
		APACHE CORP	16,829	65.49	1,102,131.21	
		APARTMENT INVT & MGMT CO	5,000	53.94	269,700.00	
		APOLLO GROUP INC-CL A	7,500	35.36	265,200.00	
		APPLE COMPUTER	43,450	85.85	3,730,182.50	
		APPLERA CORP-APPLIED BIOSYSTEMS GROUP	9,400	37.27	350,338.00	
		APPLIED MATERIALS	70,850	18.12	1,283,802.00	
		AQUA AMERICA	6,700	24.25	162,475.00	
		ARAMARK CORP B	6,200	33.43	207,266.00	
		ARCH COAL	6,600	33.15	218,790.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ARCHER-DANIELS-MIDLAND	30,016	34.36	1,031,349.76	
		ARCHSTONE-SMITH TRUST	10,900	56.98	621,082.00	
		ARROW ELECTRONICS	6,200	31.73	196,726.00	
		ASSOCIATED BANC-CORP	6,049	33.56	203,004.44	
		AT & T INC	198,379	33.20	6,586,182.80	
		AUTODESK INC	11,800	40.55	478,490.00	
		AUTOMATIC DATA PROCESS	29,450	49.65	1,462,192.50	
		AUTONATION INC	7,700	20.49	157,773.00	
		AUTOZONE INC	2,950	114.79	338,630.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,800	124.54	473,252.00	
		AVAYA INC	21,200	13.01	275,812.00	
		AVERY DENNISON CORP	4,800	66.91	321,168.00	
		AVIS BUDGET GROUP INC	5,153	20.92	107,800.76	
		AVNET	6,700	25.68	172,056.00	
		AVON PRODUCTS	22,947	33.67	772,625.49	
		AXIS CAPITAL HOLDINGS	5,800	33.83	196,214.00	
		BAKER HUGHES	17,350	68.50	1,188,475.00	
		BALL CORP	5,100	42.00	214,200.00	
		BANK OF AMERICA CORP	232,873	54.85	12,773,084.05	
		BANK OF NEW YORK CO INC	38,900	35.86	1,394,954.00	
		BARD (C.R.) INC	5,250	82.75	434,437.50	
		BAUSCH & LOMB INC	2,700	48.61	131,247.00	
		BAXTER INTERNATIONAL	33,449	46.12	1,542,667.88	
		BB&T CORPORATION	28,050	43.77	1,227,748.50	
		BEA SYSTEMS INC	19,050	13.12	249,936.00	
		BECKMAN COULTER INC	3,200	60.02	192,064.00	
		BECTON DICKINSON & CO	12,600	71.24	897,624.00	
		BED BATH & BEYOND INC	14,400	40.53	583,632.00	
		BELLSOUTH CORP	92,350	43.57	4,023,689.50	
		BEST BUY COMPANY INC	21,049	55.00	1,157,695.00	
		BIOGEN IDEC INC	17,540	50.79	890,856.60	
		BIOMET INC	11,950	38.38	458,641.00	
		BJ SERVICES CO	16,400	31.75	520,700.00	
		BLACK & DECKER CORP	3,850	88.06	339,031.00	
		BLOCK (H&R)	15,899	23.88	379,668.12	
		BMC SOFTWARE	10,900	32.75	356,975.00	
		BOEING CO	38,800	89.52	3,473,376.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	5,500	108.62	597,410.00	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	59,779	16.23	970,213.17	
		BRINKER INTERNATIONAL INC	4,200	46.46	195,132.00	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	99,800	24.80	2,475,040.00	
		BROADCOM CORP-CL A	23,900	34.99	836,261.00	
		BROWN & BROWN	6,100	29.44	179,584.00	
		BRUNSWICK CORP	4,800	32.65	156,720.00	
		BUNGE LIMITED	6,100	66.03	402,783.00	
		BURLINGTON NTHN SANTA FE	18,599	76.46	1,422,079.54	
		CA INC	21,450	22.45	481,552.50	
		CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	11,000	27.84	306,240.00	
		CADENCE DESIGN SYS INC	14,400	18.70	269,280.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,850	74.10	211,185.00	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	5,900	52.75	311,225.00	
		CAMPBELL SOUP CO (US)	11,500	37.55	431,825.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	15,550	75.50	1,174,025.00	
		CARDINAL HEALTH INC	21,299	62.67	1,334,808.33	
		CAREER EDUCATION CORP	5,000	25.97	129,850.00	
		CAREMARK RX INC	22,550	47.57	1,072,703.50	
		CARMAX INC	5,362	46.75	250,673.50	
		CARNIVAL CORP	22,849	49.86	1,139,251.14	
		CATERPILLAR	33,950	60.94	2,068,913.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	CB RICHARD ELLIS GROUP	9,600	31.70	304,320.00	
		CBS CORP CL B	34,300	29.80	1,022,140.00	
		CDW CORP	3,250	70.03	227,597.50	
		CELGENE CORP	19,000	56.27	1,069,130.00	
		CENTERPOINT ENERGY INC	14,300	16.00	228,800.00	
		CENTEX CORP	6,200	53.93	334,366.00	
		CEPHALON	3,100	78.15	242,265.00	
		CERIDIAN CORP-NEW	7,500	24.78	185,850.00	
		CHARLES RIVER LABS INTL	3,700	42.37	156,769.00	
		CHECKFREE CORP	4,000	38.90	155,600.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	20,350	32.51	661,578.50	
		CHEVRON CORPORATION	113,150	69.10	7,818,665.00	
		CHICAGO MERCANTILE EXCHANGE	1,800	535.00	963,000.00	
		CHICO'S FAS INC	9,100	24.45	222,495.00	
		CHOICEPOINT INC	4,400	37.81	166,364.00	
		CHUBB CORP	21,200	52.20	1,106,640.00	
		CIGNA CORP	6,100	121.49	741,089.00	
		CIMAREX ENERGY CO	4,200	35.39	148,638.00	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	8,432	45.39	382,728.48	
		CINTAS CORP	7,300	43.47	317,331.00	
		CIRCUIT CITY STORES-CIRCUIT	8,900	24.18	215,202.00	
		CISCO SYSTEMS	311,549	26.93	8,390,014.57	
		CIT GROUP INC	10,200	52.13	531,726.00	
		CITIGROUP INC	253,699	50.80	12,887,909.20	
		CITRIX SYSTEMS INC	9,300	30.44	283,092.00	
		CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	24,388	35.22	858,945.36	
		CLOROX CO	7,650	65.41	500,386.50	
		COACH INC	19,599	42.04	823,941.96	
		COCA-COLA CO	108,150	47.26	5,111,169.00	
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	7,150	80.10	572,715.00	
		COLONIAL BANCGROUP	7,150	24.44	174,746.00	
		COMCAST CORP CL-A SPECIAL	37,750	40.08	1,513,020.00	
		COMCAST CORP-CL A	66,147	40.29	2,665,062.63	
		COMERICA	8,300	59.18	491,194.00	
		COMMERCE BANCORP INC/NJ	8,950	35.22	315,219.00	
		COMMUNITY HEALTH SYSTEMS	5,000	33.91	169,550.00	
		COMPASS BANCSHARES INC	6,300	56.84	358,092.00	
		COMPUTER SCIENCES CORP	9,600	51.70	496,320.00	
		COMPUWARE CORP	19,495	8.63	168,241.85	
		COMVERSE TECHNOLOGY INC	10,350	18.88	195,408.00	
		CONAGRA FOODS INC	26,549	25.22	669,565.78	
		CONSOL ENERGY INC	9,400	34.15	321,010.00	
		CONSOLIDATED EDISON INC	13,100	47.99	628,669.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC-A	10,200	27.89	284,478.00	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	9,150	66.39	607,468.50	
		CONVERGYS CORP	7,200	24.52	176,544.00	
		COOPER INDUSTRIES INC-CL A	4,700	93.40	438,980.00	
		CORNING	79,450	21.21	1,685,134.50	
		CORP EXECUTIVE BOARD CO	2,050	96.70	198,235.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	24,000	53.40	1,281,600.00	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP	30,999	40.26	1,248,019.74	
		COVANCE	3,250	61.25	199,062.50	
		COVENTRY HEALTH CARE INC	8,200	45.58	373,756.00	
		CRESCENT REAL ESTATE	4,900	19.93	97,657.00	
		CROWN CASTLE INTL CORP	11,000	34.55	380,050.00	
		CSX CORP	22,600	36.38	822,188.00	
		CUMMINS ENGINE CO	2,400	121.60	291,840.00	
		CVS CORP	41,800	29.07	1,215,126.00	
		CYTYC CORP	5,800	26.26	152,308.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	DANAHER CORP	12,500	73.33	916,625.00	
		DARDEN RESTAURANTS	7,199	40.78	293,575.22	
		DAVITA INC	5,300	53.24	282,172.00	
		DEAN FOODS CO	6,900	42.25	291,525.00	
		DEERE & CO	12,000	90.36	1,084,320.00	
		DELL INC	111,800	25.02	2,797,236.00	
		DENBURY RESOURCES	6,100	28.15	171,715.00	
		DENTSPLY INTERNATIONAL INC	7,700	32.20	247,940.00	
		DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY	5,600	61.89	346,584.00	
		DEVON ENERGY CORPORATION	21,299	69.96	1,490,078.04	
		DIAMOND OFFSHORE DRILL.	3,300	74.67	246,411.00	
		DIRECTV GROUP INC/THE	35,995	21.76	783,251.20	
		DISCOVERY HOLDING CO-A	13,035	15.72	204,910.20	
		DISNEY (WALT) CO	106,449	32.94	3,506,430.06	
		DOLLAR GENERAL	15,100	15.17	229,067.00	
		DOMINION RESOURCES INC	17,700	80.88	1,431,576.00	
		DONNELLEY (RR) & SONS	11,050	35.39	391,059.50	
		DOVER CORP	10,400	50.05	520,520.00	
		DOW CHEMICAL CO	49,122	41.18	2,022,843.96	
		DOW JONES & CO	2,700	36.00	97,200.00	
		DR HORTON INC	14,333	25.10	359,758.30	
		DST SYSTEMS INC	2,800	63.76	178,528.00	
		DTE ENERGY	9,100	46.95	427,245.00	
		DU PONT (E.I) DE NEMOURS	47,050	47.26	2,223,583.00	
		DUKE ENERGY CORP	63,287	31.70	2,006,197.90	
		DUKE REALTY CORP	6,900	41.10	283,590.00	
		DUN & BRADSTREET CORP	3,350	83.02	278,117.00	
		E*TRADE FINANCIAL CORP	19,550	23.85	466,267.50	
		EASTMAN KODAK CO	14,700	27.09	398,223.00	
		EATON CORP	7,250	75.60	548,100.00	
		EBAY INC	54,000	33.74	1,821,960.00	
		ECHOSTAR COMMUNICATIONS - A	10,550	36.29	382,859.50	
		ECOLAB INC	9,700	45.79	444,163.00	
		EDISON INTERNATIONAL	15,750	46.70	735,525.00	
		EL PASO CORPORATION	35,546	13.73	488,046.58	
		ELECTRONIC ARTS	15,500	58.65	909,075.00	
		ELECTRONIC DATA SYSTEMS	26,500	27.24	721,860.00	
		EMBARQ CORPORATION	7,135	51.11	364,669.85	
		EMC CORP	120,700	12.72	1,535,304.00	
		EMERSON ELECTRIC CO	20,899	88.15	1,842,246.85	
		ENERGIZER HOLDINGS INC	3,000	67.84	203,520.00	
		ENERGY EAST CORPORATION	7,550	24.37	183,993.50	
		ENSCO INTERNATIONAL INC	7,799	49.49	385,972.51	
		ENTERGY CORP	10,600	89.35	947,110.00	
		EOG RESOURCES INC	12,350	68.30	843,505.00	
		EQUIFAX INC	6,600	38.48	253,968.00	
		EQUITABLE RESOURCES INC	5,800	42.30	245,340.00	
		EQUITY OFFICE PROPERTIES TR	18,649	44.72	833,983.28	
		EQUITY RESIDENTIAL	14,900	50.57	753,493.00	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,100	41.04	250,344.00	
		EVEREST RE GROUP LTD	3,300	101.55	335,115.00	
		EXELON CORP	34,150	58.59	2,000,848.50	
		EXPEDIA INC	12,399	17.60	218,222.40	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	10,900	46.65	508,485.00	
		EXPRESS SCRIPTS INC	6,350	67.66	429,641.00	
		EXXON MOBIL CORPOTATION	308,749	73.08	22,563,376.92	
		FAMILY DOLLAR STORES	7,500	28.45	213,375.00	
		FANNIE MAE (FEDERAL NATL MTG ASSN)	49,550	58.14	2,880,837.00	
		FASTENAL CO	6,600	37.41	246,906.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST USD SHS	2,800	78.38	219,464.00	
		FEDERATED DEPARTMENT STORES	28,128	42.57	1,197,408.96	
		FEDEX CORP	14,750	117.44	1,732,240.00	
		FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC-CL A	10,911	21.84	238,296.24	
		FIDELITY NATIONAL INFORMATION	9,669	41.88	404,937.72	
		FIFTH THIRD BANCORP	24,099	40.79	982,998.21	
		FIRST AMERICAN CORP	4,200	38.76	162,792.00	
		FIRST DATA CORP	39,076	25.11	981,198.36	
		FIRST HORIZON NATIONAL CORP	5,950	39.97	237,821.50	
		FIRSTENERGY CORP	16,816	58.64	986,090.24	
		FISERV INC	9,000	52.53	472,770.00	
		FLEXTRONICS INTL LTD	29,500	11.61	342,495.00	
		FLUOR CORP (NEW)	4,450	83.89	373,310.50	
		FMC TECHNOLOGIES INC	3,500	57.76	202,160.00	
		FOOT LOCKER INC	7,900	23.27	183,833.00	
		FORD MOTOR COMPANY	92,097	8.89	818,742.33	
		FORTUNE BRANDS INC	7,450	81.17	604,716.50	
		FPL GROUP	19,600	52.68	1,032,528.00	
		FRANKLIN RESOURCES INC	9,250	108.50	1,003,625.00	
		FREDDIE MAC	35,350	68.00	2,403,800.00	
		FREEPORT MCMORAN COPPER B	9,600	57.40	551,040.00	
		FREESCALE SEMICONDUCT A	6,900	39.84	274,896.00	
		FREESCALE SEMICONDUCTOR INC-B	13,750	39.84	547,800.00	
		GANNETT CO	12,150	59.87	727,420.50	
		GAP	29,725	19.81	588,852.25	
		GARMIN	6,100	50.13	305,793.00	
		GENENTECH INC	24,150	81.87	1,977,160.50	
		GENERAL DYNAMICS CORP	17,500	73.91	1,293,425.00	
		GENERAL ELECTRIC CO	530,706	36.25	19,238,092.50	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	11,100	48.34	536,574.00	
		GENERAL MILLS	17,300	56.51	977,623.00	
		GENERAL MOTORS CORP	23,050	35.37	815,278.50	
		GENUINE PARTS CO	8,800	47.47	417,736.00	
		GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	23,300	33.33	776,589.00	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	13,250	67.76	897,820.00	
		GETTY IMAGES INC	2,700	45.00	121,500.00	
		GILEAD SCIENCES INC	23,200	69.43	1,610,776.00	
		GLOBAL SANTAFE CORP	12,465	54.82	683,331.30	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	19,799	195.04	3,861,596.96	
		GOOGLE INC-CL A	10,950	498.79	5,461,750.50	
		GRAINGER (WW)	3,900	73.70	287,430.00	
		GRANT PRIDECO	6,700	40.91	274,097.00	
		HALLIBURTON CO	52,700	32.60	1,718,020.00	
		HANESBRANDS INC	4,800	24.00	115,200.00	
		HARLEY-DAVIDSON	13,699	73.34	1,004,684.66	
		HARMAN INTERNATIONAL	3,250	106.11	344,857.50	
		HARRAH'S ENTERTAINMENT	8,950	75.86	678,947.00	
		HARSCO CORP	2,150	80.74	173,591.00	
		HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	15,450	88.42	1,366,089.00	
		HASBRO INC	8,149	26.83	218,637.67	
		HCA INC	18,750	50.99	956,062.50	
		HEALTH CARE PROPERTY INVESTORS	9,900	32.67	323,433.00	
		HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A	12,299	20.02	246,225.98	
		HEALTH NET INC	5,900	43.83	258,597.00	
		HEINZ (H.J) CO	17,050	43.94	749,177.00	
		HEWLETT-PACKARD CO	142,350	39.77	5,661,259.50	
		HILLENBRAND INDUSTRIES	2,800	60.50	169,400.00	
		HILTON HOTELS CORP	18,599	30.90	574,709.10	
		HOME DEPOT	105,499	38.28	4,038,501.72	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	40,150	42.94	1,724,041.00	
		HOSPIRA INC	7,579	32.80	248,591.20	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	25,138	23.95	602,055.10	
		HUDSON CITY BANCORP INC	28,150	13.58	382,277.00	
		HUNTINGTON BANCSHARES INC	11,850	24.78	293,643.00	
		IAC INTERACTIVECORP	11,150	33.84	377,316.00	
		IBM CORP	79,100	93.81	7,420,371.00	
		ILLINOIS TOOL WORKS	24,350	47.07	1,146,154.50	
		IMS HEALTH INC	10,200	28.65	292,230.00	
		INGERSOLL-RAND CO-CL A	16,749	38.40	643,161.60	
		INTEL CORP	296,850	22.10	6,560,385.00	
		INTERPUBLIC GROUP OF COS	22,300	11.92	265,816.00	
		INTERSIL CORP A	7,200	25.30	182,160.00	
		INT'L FLAVORS FRAGRANCES	3,900	46.79	182,481.00	
		INT'L GAME TECHNOLOGY	17,350	45.07	781,964.50	
		INT'L PAPER CO	22,000	32.84	722,480.00	
		INTUIT INC	16,850	32.46	546,951.00	
		INVESTORS FINANCIAL SVCS CP	3,400	40.54	137,836.00	
		INVITROGEN CORP	2,700	57.30	154,710.00	
		IRON MOUNTAIN	5,400	44.32	239,328.00	
		ISTAR FINANCIAL INC	6,400	45.10	288,640.00	
		ITT CORPORATION	9,000	54.70	492,300.00	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	11,950	80.10	957,195.00	
		JABIL CIRCUIT INC	9,100	28.75	261,625.00	
		JACOBS ENGINEERING GROUP	3,000	80.82	242,460.00	
		JANUS CAPITAL GROUP INC	10,800	20.47	221,076.00	
		JDS UNIPHASE CORP	10,712	18.33	196,350.96	
		JOHNE APPAREL GROUP INC	5,700	33.75	192,375.00	
		JOHNSON & JOHNSON	151,100	67.24	10,159,964.00	
		JOHNSON CONTROLS	9,900	84.99	841,401.00	
		JOY GLOBAL	6,300	42.26	266,238.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	177,267	47.66	8,448,545.22	
		JUNIPER NETWORKS INC	25,950	20.31	527,044.50	
		KB HOME	4,000	49.07	196,280.00	
		KELLOGG CO	12,999	50.15	651,899.85	
		KEYCORP	20,600	36.89	759,934.00	
		KEYSPAN CORPORATION	8,950	40.79	365,070.50	
		KIMBERLY-CLARK CORP	23,500	66.52	1,563,220.00	
		KIMCO REALTY CORP	11,450	44.15	505,517.50	
		KINDER MORGAN INC	5,450	104.99	572,195.50	
		KLA-TENCOR CORPORATION	10,200	51.69	527,238.00	
		KOHL'S CORP	15,600	73.27	1,143,012.00	
		KRAFT FOODS INC-A	11,000	35.45	389,950.00	
		KROGER CO	35,050	22.17	777,058.50	
		L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	5,900	81.50	480,850.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,350	69.60	441,960.00	
		LAM RESEARCH CORP	7,200	54.34	391,248.00	
		LAMAR ADVERTISING CO	4,200	59.10	248,220.00	
		LAS VEGAS SANDS CORP	5,400	90.65	489,510.00	
		LEAR CORP	3,400	33.29	113,186.00	
		LEGG MASON INC	6,150	97.70	600,855.00	
		LEGGETT & PLATT INC	9,300	24.35	226,455.00	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	23,450	76.13	1,785,248.50	
		LENNAR CORP-CL A	6,500	49.34	320,710.00	
		LEUCADIA NATIONAL CORP	8,300	26.69	221,527.00	
		LEXMARK INTERNATIONAL INC	5,400	66.82	360,828.00	
		LIBERTY CAPITAL-A	6,842	89.97	615,574.74	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	10,057	27.29	274,455.53	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	9,557	26.25	250,871.25	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	34,264	22.86	783,275.04	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	4,599	47.17	216,934.83	
		LILLY (ELI) & CO	51,949	54.55	2,833,817.95	
		LIMITED BRANDS INC	18,250	30.80	562,100.00	
		LINCARE HOLDINGS INC	4,900	36.25	177,625.00	
		LINCOLN NATIONAL CORP	14,350	65.18	935,333.00	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	15,450	33.35	515,257.50	
		LIZ CLAIBORNE	5,300	42.55	225,515.00	
		LOCKHEEDMARTIN CORPORATION	18,700	89.15	1,667,105.00	
		LOWE'S COMPANIES	75,348	30.48	2,296,607.04	
		LSI LOGIC CORP	20,200	10.94	220,988.00	
		LUCENT TECHNOLOGIES	228,610	2.62	598,958.20	
		LYONDELL CHEMICAL COMPANY	11,400	24.62	280,668.00	
		M & T BANK CORP	3,400	121.55	413,270.00	
		MACERICH CO/THE	3,649	80.80	294,839.20	
		MANPOWER	4,450	73.45	326,852.50	
		MARATHON OIL CORP	18,450	88.99	1,641,865.50	
		MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL-A	17,850	45.26	807,891.00	
		MARSH & MCLENNAN COS	26,599	32.09	853,561.91	
		MARSHALL & ILSLEY CORP	11,600	46.77	542,532.00	
		MARTIN MARIETTA MATRLS	2,300	94.96	218,408.00	
		MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	23,850	19.08	455,058.00	
		MASCO CORP	20,300	28.97	588,091.00	
		MASSEY ENERGY COMPANY	4,200	24.72	103,824.00	
		MATTEL	19,850	23.66	469,651.00	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	16,350	32.78	535,953.00	
		MBIA	6,850	67.13	459,840.50	
		MCCLATCHY COMPANY-CLASS A	2,786	42.60	118,683.60	
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	6,000	38.67	232,020.00	
		MCDONALD'S CORP	61,700	41.82	2,580,294.00	
		MCGRAW-HILL COS	18,250	65.34	1,192,455.00	
		MCKESSON CORP	14,700	49.55	728,385.00	
		MEADWESTVACO CORP	9,200	29.01	266,892.00	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	15,413	48.45	746,759.85	
		MEDIMMUNE INC	12,700	33.19	421,513.00	
		MEDTRONIC INC	61,599	48.71	3,000,487.29	
		MELLON FINANCIAL CORP	21,100	39.86	841,046.00	
		MEMC ELECTRONIC MATRLS	9,000	36.31	326,790.00	
		MERCANTILE BANKSHARES CORP	6,400	45.05	288,320.00	
		MERCK & CO	111,350	45.06	5,017,431.00	
		MERRILL LYNCH & CO	44,700	90.87	4,061,889.00	
		METLIFE INC	38,749	58.98	2,285,416.02	
		MGIC INVESTMENT CORP	4,500	61.07	274,815.00	
		MGM MIRAGE	6,550	47.86	313,483.00	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	10,950	34.65	379,417.50	
		MICRON TECHNOLOGY	37,100	14.57	540,547.00	
		MICROSOFT CORP	452,399	29.40	13,300,530.60	
		MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	16,100	11.52	185,472.00	
		MILLIPORE CORP	2,700	68.53	185,031.00	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	2,750	75.97	208,917.50	
		MONSANTO CO	27,592	46.80	1,291,305.60	
		MONSTER WORLDWIDE INC	6,000	46.72	280,320.00	
		MOODY S CORPORATION	12,600	68.88	867,888.00	
		MORGAN STANLEY	49,198	79.12	3,892,545.76	
		MOTOROLA	126,050	22.38	2,820,999.00	
		NABORS INDUSTRIES INC	15,800	30.56	482,848.00	
		NATIONAL CITY CORP	31,150	36.97	1,151,615.50	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	8,950	60.30	539,685.00	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	17,200	24.92	428,624.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	NAVTEQ CORP	4,300	33.57	144,351.00	
		NETWORK APPLIANCE INC	19,050	39.96	761,238.00	
		NEW YORK COMMUNITY BANCORP	13,500	16.38	221,130.00	
		NEW YORK TIMES CO -CL A	7,000	24.55	171,850.00	
		NEWELL RUBBERMAID	14,078	29.15	410,373.70	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	6,550	46.41	303,985.50	
		NEWMONT MINING CORPHOLDING CO	22,952	44.20	1,014,478.40	
		NEWS CORP CLASS B	27,768	22.09	613,395.12	
		NEWS CORP INC CL A WHEN ISS	93,989	21.27	1,999,146.03	
		NII HOLDINGS INC	7,000	64.33	450,310.00	
		NIKE B	9,450	95.58	903,231.00	
		NISOURCE INC	13,900	23.88	331,932.00	
		NOBLE CORP	7,000	71.85	502,950.00	
		NOBLE ENERGY INC	9,000	49.15	442,350.00	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	21,149	51.09	1,080,502.41	
		NORTH FORK BANCORPORATION	23,739	27.90	662,318.10	
		NORTHERN TRUST CORP	9,500	57.97	550,715.00	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	16,650	67.11	1,117,381.50	
		NOVELLUS SYSTEMS INC	6,500	30.73	199,745.00	
		NTL INC	14,000	25.38	355,320.00	
		NUCOR CORP	15,900	57.11	908,049.00	
		NVIDIA CORP	17,050	36.32	619,256.00	
		NVR INC	300	587.00	176,100.00	
		OCCIDENTAL PETROLEUM	43,750	47.49	2,077,687.50	
		OFFICE DEPOT INC	14,650	41.95	614,567.50	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	11,162	22.82	254,716.84	
		OMNICARE INC	6,150	39.10	240,465.00	
		OMNICOM GROUP	8,700	102.58	892,446.00	
		ORACLE CORP	217,775	19.46	4,237,901.50	
		OSHKOSH TRUCK CORP	3,800	47.92	182,096.00	
		OWENS-ILLINOIS INC	7,800	18.00	140,400.00	
		PACCAR INC	12,075	66.72	805,644.00	
		PACTIV CORPORATION	7,200	33.67	242,424.00	
		PALL CORP	6,400	31.58	202,112.00	
		PARKER HANNIFIN CORP	6,150	83.89	515,923.50	
		PARTNERRE LTD	2,899	70.33	203,886.67	
		PATTERSON COS INC	5,700	32.73	186,561.00	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC	8,750	25.12	219,800.00	
		PAYCHEX INC	17,400	40.46	704,004.00	
		PDL BIOPHARMA	5,500	22.75	125,125.00	
		PEABODY ENERGY CORP	13,500	42.00	567,000.00	
		PENTAIR INC	4,900	32.84	160,916.00	
		PEPCO HOLDINGS INC	9,750	25.64	249,990.00	
		PEPSICO INC USD COM	84,299	62.28	5,250,141.72	
		PETSMART INC	7,100	29.23	207,533.00	
		PFIZER	373,930	27.21	10,174,635.30	
		PG&E CORP	18,000	45.43	817,740.00	
		PHELPS DODGE CORP	10,400	95.02	988,208.00	
		PINNACLE WEST CAPITAL	5,100	48.10	245,310.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	6,600	41.17	271,722.00	
		PITNEY BOWES INC	11,300	47.52	536,976.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO-REIT	9,400	35.53	333,982.00	
		PMI GROUP INC/THE	4,550	43.30	197,015.00	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	15,100	69.42	1,048,242.00	
		POLO RALPH LAUREN CORP A	3,150	76.26	240,219.00	
		PPG INDUSTRIES	8,450	65.63	554,573.50	
		PPL CORPORATION	19,450	34.15	664,217.50	
		PRAXAIR	16,450	63.24	1,040,298.00	
		PRIDE INTERNATIONAL	8,300	29.06	241,198.00	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	14,150	59.25	838,387.50	
		PROCTER & GAMBLE CO	167,437	63.86	10,692,526.82	
		PROGRESS ENERGY INC	12,299	47.28	581,496.72	
		PROGRESSIVE CORP	38,196	23.03	879,653.88	
		PROLOGIS	12,499	61.27	765,813.73	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	25,100	81.54	2,046,654.00	
		PUBLIC STORAGE INC	6,400	89.15	570,560.00	
		PUBLIC SV ENTERPRISE CO	12,850	65.25	838,462.50	
		PULTE CORP	11,150	31.11	346,876.50	
		QLOGIC CORP	8,200	22.01	180,482.00	
		QUALCOMM	85,500	37.63	3,217,365.00	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	8,600	53.36	458,896.00	
		QUESTAR CORP	4,350	81.41	354,133.50	
		QWEST COMMUNICATIONS INTL	81,850	7.93	649,070.50	
		RADIAN GROUP INC	4,200	54.32	228,144.00	
		RADIOSHACK CORPORATION	6,600	18.27	120,582.00	
		RANGE RESOURCES CORP	6,700	27.65	185,255.00	
		RAYTHEON COMPANY	22,749	50.37	1,145,867.13	
		REALOGY CORP	10,958	26.99	295,756.42	
		RECKSON ASSOCIATES REALTY CORP	4,200	48.20	202,440.00	
		REGENCY CENTERS CORP USD COM	3,500	72.45	253,575.00	
		REGIONS FINANCIAL CORP	37,141	37.03	1,375,331.23	
		RELIANT RESOURCES INC	15,650	13.40	209,710.00	
		RENAISSANCERE HOLDING LTD	3,500	55.02	192,570.00	
		REPUBLIC SERVICES INC	7,000	43.12	301,840.00	
		ROBERT HALF INTL INC	8,300	38.84	322,372.00	
		ROCKWELL AUTOMATION INC	8,650	63.68	550,832.00	
		ROCKWELL COLLINS	8,750	59.75	522,812.50	
		ROHM & HAAS CO	7,400	53.05	392,570.00	
		ROPER INDUSTRIES	4,400	50.09	220,396.00	
		ROSS STORES INC	7,300	30.41	221,993.00	
		ROWAN COMPANIES INC	5,600	34.44	192,864.00	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	6,499	43.60	283,356.40	
		SABRE HOLDINGS CORP	6,800	26.68	181,424.00	
		SAFECO CORP	6,100	61.02	372,222.00	
		SAFEWAY INC	22,949	30.64	703,157.36	
		SALLY BEAUTY CO INC	4,100	7.86	32,226.00	
		SANDISK CORP	10,000	47.14	471,400.00	
		SANMINA-SCI CORP	27,300	3.80	103,740.00	
		SARA LEE CORP	38,750	16.65	645,187.50	
		SCANA CORP	5,600	41.50	232,400.00	
		SCHLUMBERGER LTD	60,200	63.32	3,811,864.00	
		SCHWAB (CHARLES) CORP	55,950	18.56	1,038,432.00	
		SEAGATE TECHNOLOGY	27,050	25.35	685,717.50	
		SEAGATE TECHNOLOGY ESCROW POSITION	200	0.00	0.00	
		SEALED AIR CORP	4,200	60.80	255,360.00	
		SEARS HOLDINGS CORP	4,438	172.98	767,685.24	
		SEMPRA ENERGY	11,899	54.59	649,566.41	
		SERVICEMASTER COMPANY	14,800	12.12	179,376.00	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	5,899	62.43	368,274.57	
		SIGMA-ALDRICH	3,399	77.08	261,994.92	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	11,250	95.45	1,073,812.50	
		SIRIUS SATELLITE RADIO INC	64,400	4.05	260,820.00	
		SL GREEN REALTY CORP USD COM	2,200	126.30	277,860.00	
		SLM CORP	20,950	47.59	997,010.50	
		SMITH INTERNATIONAL INC	10,950	40.02	438,219.00	
		SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	12,999	10.78	140,129.22	
		SOLETRON CORP	46,700	3.46	161,582.00	
		SOUTHERN CO	37,900	36.18	1,371,222.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	SOUTHWEST AIRLINES CO	10,237	15.83	162,051.71	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	8,600	38.30	329,380.00	
		SOVEREIGN BANCORP INC	19,235	24.99	480,682.65	
		SPRINT NEXTEL CORP	145,413	20.26	2,946,067.38	
		SPX CORP	3,000	61.21	183,630.00	
		ST JUDE MEDICAL INC	18,400	35.88	660,192.00	
		STANLEY WORKS	3,699	51.17	189,277.83	
		STAPLES	37,200	26.65	991,380.00	
		STARBUCKS CORP	39,200	37.42	1,466,864.00	
		STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	11,100	61.78	685,758.00	
		STATE STREET CORP	17,000	63.87	1,085,790.00	
		STATION CASINOS	2,700	69.03	186,381.00	
		STRYKER CORP	14,500	52.22	757,190.00	
		SUN MICROSYSTEMS INC	178,549	5.47	976,663.03	
		SUNOCO INC	6,750	64.72	436,860.00	
		SUNTRUST BANKS	17,598	82.06	1,444,091.88	
		SUPERVALU INC	10,414	34.01	354,180.14	
		SYMBOL TECHNOLOGIES INC	13,000	14.85	193,050.00	
		SYNOPSYS INC	7,300	22.78	166,294.00	
		SYNOVUS FINANCIAL CORP	13,150	30.00	394,500.00	
		SYSCO CORP	31,599	35.18	1,111,652.82	
		T ROWE PRICE GROUP INC	12,900	44.92	579,468.00	
		TARGET CORP	41,900	58.22	2,439,418.00	
		TCF FINANCIAL CORP	6,100	26.14	159,454.00	
		TD BANKNORTH INC	5,821	30.35	176,667.35	
		TELEPHONE & DATA SPECIAL COMMON STOCK	2,600	49.86	129,636.00	
		TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	2,600	53.50	139,100.00	
		TELLABS INC	21,697	11.43	247,996.71	
		TEMPLE INLAND	5,600	39.40	220,640.00	
		TENET HEALTHCARE CORPORATION	24,050	7.26	174,603.00	
		TERADYNE INC	10,099	14.24	143,809.76	
		TEREX CORP	5,100	55.92	285,192.00	
		TESORO CORP	3,500	66.06	231,210.00	
		TEXAS INSTRUMENTS	79,500	30.04	2,388,180.00	
		TEXTRON	5,949	93.36	555,398.64	
		THE COOPER COS INC	2,200	53.65	118,030.00	
		THE HERSHEY COMPANY	8,500	52.74	448,290.00	
		THE ST JOE COMPANY	3,600	54.00	194,400.00	
		THE ST PAUL TRAVELERS COS INC	35,496	52.12	1,850,051.52	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	21,000	44.14	926,940.00	
		TIFFANY & CO	7,150	36.54	261,261.00	
		TIM HORTONS INC	9,854	29.58	291,481.32	
		TIME WARNER INC	213,848	20.43	4,368,914.64	
		TJX COMPANIES INC	23,349	29.24	682,724.76	
		TOLL BROTHERS INC	5,900	29.89	176,351.00	
		TORCHMARK CORP	5,100	63.88	325,788.00	
		TRAID HOSPITALS INC	4,500	38.95	175,275.00	
		TRANSOCEAN INC	16,546	73.39	1,214,310.94	
		TRIBUNE CO	8,500	32.25	274,125.00	
		TXU CORPORATION	22,100	57.28	1,265,888.00	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	103,900	30.15	3,132,585.00	
		TYSON FOODS INC-CL A	12,400	15.37	190,588.00	
		ULTRA PETROLEUM CORP	7,900	50.18	396,422.00	
		UNION PACIFIC CORP	13,000	91.35	1,187,550.00	
		UNIONBANCAL CORPORATION	2,900	58.86	170,694.00	
		UNISYS CORP	17,500	6.94	121,450.00	
		UNITED DOMINION REALTY TRUST REIT	6,900	31.22	215,418.00	
		UNITED PARCEL SERVICE -CL B	33,450	79.13	2,646,898.50	
		UNITED STATES STEEL CORP	5,550	70.57	391,663.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	UNITED TECHNOLOGIES CORP	49,049	66.09	3,241,648.41	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	68,762	47.25	3,249,004.50	
		UNIVISION COMMUNICATIONS-A	10,600	35.44	375,664.00	
		UNUMPROVIDENT CORP	15,250	20.98	319,945.00	
		US BANCORP COM	90,832	33.91	3,080,113.12	
		VALERO ENERGY CORP	31,450	52.86	1,662,447.00	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	6,699	50.52	338,433.48	
		VERISIGN INC	12,500	23.34	291,750.00	
		VERIZON COMMUNICATIONS	148,848	36.04	5,364,481.92	
		VERTEX PHARMACEUTICALS	6,100	44.50	271,450.00	
		VF CORP	4,449	77.37	344,219.13	
		VIACOM INC CLSS B	31,950	39.31	1,255,954.50	
		VORNADO REALTY TRUST	6,500	117.00	760,500.00	
		VULCAN MATERIALS CO	5,099	90.23	460,082.77	
		WACHOVIA CORP	97,647	55.01	5,371,561.47	
		WALGREEN CO	51,550	42.00	2,165,100.00	
		WAL-MART STORES	127,600	47.50	6,061,000.00	
		WANT WANT HOLDINGS LTD	23,000	1.58	36,340.00	
		WASHINGTON MUTUAL	48,765	43.23	2,108,110.95	
		WASHINGTON POST -CL B	300	733.79	220,137.00	
		WASTE MANAGEMENT INC	27,775	38.21	1,061,282.75	
		WATERS CORPORATION	5,250	50.86	267,015.00	
		WEATHERFORD INTL LTD	17,788	40.97	728,774.36	
		WELLPOINT INC	32,500	72.92	2,369,900.00	
		WELLS FARGO COMPANY	162,900	36.27	5,908,383.00	
		WENDY'S INTERNATIONAL INC	6,000	33.53	201,180.00	
		WESTERN DIGITAL	11,300	20.45	231,085.00	
		WESTERN UNION	39,026	22.68	885,109.68	
		WEYERHAEUSER CO	12,550	63.86	801,443.00	
		WHIRLPOOL CORP	3,950	86.50	341,675.00	
		WHOLE FOODS MARKET INC	7,150	49.40	353,210.00	
		WILLIAMS COS	30,350	26.71	810,648.50	
		WILLIAMS-SONOMA INC	5,000	30.90	154,500.00	
		WISCONSIN ENERGY CORP	6,000	46.59	279,540.00	
		WR BERKLEY CORP	8,300	36.14	299,962.00	
		WRIGLEY (WM.) JR CO	7,700	51.85	399,245.00	
		WYETH	68,700	49.87	3,426,069.00	
		WYNDHAM WORLDWIDE CORP	10,336	30.74	317,728.64	
		WYNN RESORTS LTD	2,550	94.13	240,031.50	
		XCEL ENERGY INC	20,650	22.63	467,309.50	
		XEROX CORP	46,850	17.14	803,009.00	
		XILINX INC	17,500	27.48	480,900.00	
		XL CAPITAL LTD - CLASS A	9,200	72.01	662,492.00	
		XM SATELLITE RADIO HOLD-CL A	13,200	14.69	193,908.00	
		XTO ENERGY INC	17,633	47.18	831,924.94	
		YAHOO! INC	64,700	26.91	1,741,077.00	
		YUM! BRANDS INC	13,900	62.00	861,800.00	
		ZIMMER HOLDINGS INC	12,640	75.01	948,126.40	
		ZIONS BANCORPORATION	5,150	79.37	408,755.50	
	計	銘柄数 :	636		666,130,963.13	
					(78,590,131,030)	
		組入時価比率 :	55.5%		55.7%	
	カナダドル	ABER DIAMOND CORP	2,950	41.96	123,782.00	
		ABITIBI -CONSOLIDATED	20,100	2.72	54,672.00	
		ACE AVIATION HOLDINGS A	3,950	37.16	146,782.00	
		AGNICO-EAGLE MINES	6,000	42.93	257,580.00	
		AGRIUM	6,750	34.40	232,200.00	
		ALCAN INC	19,112	53.43	1,021,154.16	
		ALGOMA STEEL INC	1,650	32.32	53,328.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	ALIMENTATION COUCHE-T. B	7,050	26.56	187,248.00	
		ANGIOTECH PHARMACEUTICALS IN	4,300	9.59	41,237.00	
		ARC ENERGY TRUST	5,000	20.70	103,500.00	
		ASTRAL MEDIA	2,550	39.67	101,158.50	
		BANK MONTREAL	25,550	70.61	1,804,085.50	
		BANK NOVA SCOTIA	50,400	52.31	2,636,424.00	
		BARRICK GOLD CORP	43,950	32.53	1,429,693.50	
		BCE INC	13,817	27.25	376,513.25	
		BEMA GOLD CORP	24,450	5.66	138,387.00	
		BIOVAIL CORPORATION	7,350	19.95	146,632.50	
		BOMBARDIER B	73,050	3.80	277,590.00	
		BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	17,775	53.72	954,873.00	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	5,900	42.52	250,868.00	
		CAE	12,800	10.31	131,968.00	
		CAMECO CORP	17,900	37.60	673,040.00	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	17,150	92.13	1,580,029.50	
		CANADIAN NAT RESOURCES	27,400	57.64	1,579,336.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	27,150	53.10	1,441,665.00	
		CANADIAN OIL SANDS TRUST	11,650	28.64	333,656.00	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	8,100	63.60	515,160.00	
		CANADIAN TIRE CORP A	4,000	74.15	296,600.00	
		CANETIC RESOURCES TRUST	10,300	16.11	165,933.00	
		CANFOR CORPORATION	4,000	10.09	40,360.00	
		CANFOR PULP INCOME FUND	588	10.66	6,268.08	
		CELESTICA INC	10,050	11.03	110,851.50	
		CGI GROUP INC	14,000	7.72	108,080.00	
		CI FINANCIAL INCOME FUND	3,200	24.95	79,840.00	
		COGNOS INC	4,600	48.01	220,846.00	
		COTT CORP	3,650	15.99	58,363.50	
		DOMTAR	10,550	8.48	89,464.00	
		DUVERNAY OIL CORP	2,100	33.69	70,749.00	
		ELDORADO GOLD CORP	17,400	5.69	99,006.00	
		ENBRIDGE INC	16,950	39.16	663,762.00	
		ENCANA CORP	42,854	57.39	2,459,391.06	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	6,250	48.15	300,937.50	
		ENSIGN ENERGY SERVICES	6,550	18.00	117,900.00	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS	900	199.51	179,559.00	
		FINNING INTERNATIONAL INC	4,500	42.91	193,095.00	
		FIRST CALGARY PETROLEUMS	11,400	7.25	82,650.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS	3,350	52.85	177,047.50	
		FORTIS	5,300	28.17	149,301.00	
		FOUR SEASONS HOTELS INC	1,350	93.33	125,995.50	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	3,050	62.04	189,222.00	
		GOLDCORP INC	35,780	30.01	1,073,757.80	
		GREAT-WEST LIFECO INC	13,650	34.00	464,100.00	
		HARVEST ENERGY TRUST	5,300	27.01	143,153.00	
		HUSKY ENERGY INC	6,500	75.87	493,155.00	
		IGM FINANCIAL INC	6,100	48.52	295,972.00	
		IMPERIAL OIL	17,750	41.25	732,187.50	
		IPSCO INC	2,450	102.90	252,105.00	
		IVANHOE MINES LTD	12,350	10.43	128,810.50	
		JEAN COUTU GROUP INC A	7,250	11.75	85,187.50	
		KINROSS GOLD CORP	17,700	13.07	231,339.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	5,600	46.92	262,752.00	
		MAGNA INTERNATIONAL A	5,550	85.37	473,803.50	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	80,430	38.25	3,076,447.50	
		MDS INC	7,350	21.15	155,452.50	
		MERIDIAN GOLD INC	5,150	30.52	157,178.00	
		METHANEX CORP	5,600	28.00	156,800.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	MI DEVELOPMENTS INC-W/I CL A	2,450	42.50	104,125.00	
		NATIONAL BANK OF CANADA	8,300	64.80	537,840.00	
		NEXEN INC	13,350	59.00	787,650.00	
		NIKO RESOURCES	1,750	74.70	130,725.00	
		NORTEL NETWORKS CORP	221,250	2.36	522,150.00	
		NOVA CHEMICALS CORP	4,200	33.35	140,070.00	
		NOVELIS INC W I	3,792	29.95	113,570.40	
		ONEX CORPORATION	5,900	26.37	155,583.00	
		OPEN TEXT CORP	2,500	23.19	57,975.00	
		OPTI CANADA	8,000	17.10	136,800.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	3,700	25.63	94,831.00	
		PENN WEST ENERGY TRUST	11,950	33.39	399,010.50	
		PETRO-CANADA	25,900	50.28	1,302,252.00	
		POTASH CORP SASKATCHEWAN	5,300	157.41	834,273.00	
		POWER CORP OF CANADA	17,400	35.55	618,570.00	
		POWER FINANCIAL CORP	12,600	37.74	475,524.00	
		PRECISION DRILLING TRUST	3,100	28.23	87,513.00	
		PRIMEWEST ENERGY TRUST	4,150	23.35	96,902.50	
		PROVIDENT ENERGY TRUST	9,700	12.32	119,504.00	
		QLT INC	3,850	10.01	38,538.50	
		QUEBECOR WORLD INC	4,300	13.52	58,136.00	
		RESEARCH IN MOTION	8,500	153.07	1,301,095.00	
		RITCHIE BROS. AUCTIONEER	1,500	59.60	89,400.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS B	11,250	65.99	742,387.50	
		RONA INC	5,850	21.06	123,201.00	
		ROYAL BANK OF CANADA	65,900	53.46	3,523,014.00	
		SAPUTO INC	2,400	37.38	89,712.00	
		SHAW COMMUNICATIONS INC-B	8,950	34.84	311,818.00	
		SHELL CANADA LTD	10,550	42.74	450,907.00	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	9,850	51.03	502,645.50	
		SNC-LAVALIN GROUP INC	7,700	31.40	241,780.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	29,650	48.87	1,448,995.50	
		SUNCOR ENERGY	23,400	86.61	2,026,674.00	
		TALISMAN ENERGY	56,050	17.85	1,000,492.50	
		TECK COMINCO LIMITED-CL B	10,180	78.86	802,794.80	
		TELUS CORPORATION	3,050	56.57	172,538.50	
		TELUS CORPORATION NON VTG	8,400	55.12	463,008.00	
		THOMSON CORP	11,500	47.20	542,800.00	
		TRANSALTA CORP	10,250	23.52	241,080.00	
		TRANSCANADA CORP	24,870	38.45	956,251.50	
		TRICAN WELL SERVICE	5,850	20.15	117,877.50	
		TSX GROUP INC	3,500	45.50	159,250.00	
		UTS ENERGY CORP	21,650	4.26	92,229.00	
		WESTERN OIL SANDS A	7,400	29.98	221,852.00	
		WESTON (GEORGE)	2,650	71.85	190,402.50	
		YAMANA GOLD	15,850	12.09	191,626.50	
		YELLOW PAGES INCOME FUND	12,850	12.87	165,379.50	
	計	銘柄数 :	113		53,740,740.05	
					(5,534,758,817)	
		組入時価比率 :	3.9%		3.9%	
	ユーロ	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	11,655	21.94	255,710.70	
		ABN AMRO HOLDING	92,586	22.98	2,127,626.28	
		ACCIONA S.A.	1,458	139.60	203,536.80	
		ACCOR	10,534	56.50	595,171.00	
		ACERINOX SA	9,270	19.19	177,891.30	
		ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	12,606	41.70	525,670.20	
		ADIDAS AG	10,362	37.33	386,813.46	
		AEGON NV	73,440	14.19	1,042,113.60	
		AGFA GEVAERT NV	4,950	18.89	93,505.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	AGUAS DE BARCELONA	3,007	26.02	78,242.14	
		AHOLD (KON.)	79,363	7.76	615,856.88	
		AIR FRANCE-KLM	6,186	31.40	194,240.40	
		AIR LIQUIDE	6,130	173.70	1,064,781.00	
		AKZO NOBEL	13,873	44.13	612,215.49	
		ALCATEL	69,257	10.51	727,891.07	
		ALLEANZA ASSICURAZIONI	21,596	9.49	205,054.02	
		ALLIANZ SE-REG	22,004	149.99	3,300,379.96	
		ALLIED IRISH BANKS	44,679	21.73	970,874.67	
		ALPHA BANK A.E.	19,763	24.06	475,497.78	
		ALSTOM	5,610	83.35	467,593.50	
		ALTADIS SA	13,739	38.89	534,309.71	
		ALTANA AG	3,583	45.23	162,059.09	
		AMER SPORTS CORPORATION	3,648	17.84	65,080.32	
		ANDRITZ AG	498	142.80	71,114.40	
		ANTENE 3 TELEVISION	3,969	18.08	71,759.52	
		ARNOLDO MONDADORI EDITORE	5,958	7.63	45,459.54	
		ASML HOLDING NV	24,679	19.30	476,304.70	
		ASSICURAZIONI GENERALI	48,841	31.59	1,542,887.19	
		ATOS ORIGIN	3,445	44.64	153,784.80	
		AUTOGRILL SPA	5,193	13.75	71,403.75	
		AUTOSTRADA SPA	14,605	24.02	350,812.10	
		AXA	85,001	29.80	2,533,029.80	
		BANCA INTESA SPA	199,545	5.49	1,095,502.05	
		BANCA INTESA SPA-RNC	47,588	5.33	253,881.98	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	56,229	4.80	270,180.34	
		BANCA POPOLARE MILANO	21,180	12.25	259,455.00	
		BANCHE POPOLARI UNITE SCRL	17,589	20.62	362,685.18	
		BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTARIA	173,045	19.20	3,322,464.00	
		BANCO BPI SA	15,514	5.93	91,998.02	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	110,459	2.56	282,775.04	
		BANCO ESPIRITO SANTO SA	10,207	12.55	128,097.85	
		BANCO POPOLARE DI VERONA E N	19,032	21.45	408,236.40	
		BANCO POPULAR ESPANOL	43,419	13.60	590,498.40	
		BANCO SANTANDER CENTRAL	303,216	13.91	4,217,734.56	
		BANK OF IRELAND	49,650	16.03	795,889.50	
		BANK OF PIRAEUS	10,975	23.20	254,620.00	
		BARCO NV NPV	577	66.50	38,370.50	
		BASF	26,201	70.48	1,846,646.48	
		BAYER	37,056	39.90	1,478,534.40	
		BEIERSDORF	2,576	45.60	117,465.60	
		BEKAERT NV	658	85.90	56,522.20	
		BELGACOM SA	8,243	32.69	269,463.67	
		BENETTON GROUP S.P.A.	3,243	14.00	45,402.00	
		BIC	1,420	52.15	74,053.00	
		BILFINGER + BERGER AG	1,887	49.34	93,104.58	
		BNP PARIBAS	42,469	83.65	3,552,531.85	
		BOEHLER-UDDEHOLM	2,082	46.70	97,229.40	
		BOUYGUES ORD	10,335	46.00	475,410.00	
		BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV	15,887	8.49	134,880.63	
		BUHRMANN N.V. -SCRIP	5,523	11.17	61,691.91	
		BULGARI	7,607	10.98	83,524.86	
		BUSINESS OBJECTS	4,879	29.50	143,930.50	
		BWIN INTERACTIVE ENTERTAINMENT	1,153	14.50	16,718.50	
		C&C GROUP PLC	15,750	11.82	186,165.00	
		CAP GEMINI SA	6,384	47.33	302,154.72	
		CAPITALIA SPA	85,894	6.97	598,681.18	
		CARGOTEC CORP-B SHARE	1,945	37.47	72,879.15	
		CARREFOUR	30,577	48.79	1,491,851.83	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	CASINO ORD	2,222	71.00	157,762.00	
		CELESIO AG	4,340	39.26	170,388.40	
		CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL	12,003	5.75	69,017.25	
		CINTRA CONCESIONES DE INFRAE-RIGHTS	9,985	0.63	6,290.55	
		CINTRA CONCESIONS DE INFRAE	10,526	12.59	132,522.34	
		CMB CIE MARITIME BELGE	815	28.70	23,390.50	
		CNP ASSURANCES	2,122	82.85	175,807.70	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	5,530	28.00	154,840.00	
		COFINIMMO	317	153.30	48,596.10	
		COLRUYT NV	817	142.90	116,749.30	
		COMMERZBANK AG	31,843	28.08	894,151.44	
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	15,857	60.40	957,762.80	
		CONTINENTAL	6,700	86.78	581,426.00	
		CORIO NV	2,059	56.75	116,848.25	
		CORPORACION MAPFRE SA	27,432	3.45	94,640.40	
		COSMOTE MOBILE COMMUNICATION	5,110	21.40	109,354.00	
		CREDIT AGRICOLE SA	30,565	34.16	1,044,100.40	
		CREDITO ITALIANO ORD	398,348	6.65	2,649,014.20	
		CRH	27,569	28.60	788,473.40	
		DAIMLERCHRYSLER AG	46,764	47.15	2,204,922.60	
		DASSAULT SYSTEMES SA	2,911	43.25	125,900.75	
		DCC PLC	4,120	23.85	98,262.00	
		DELHAIZE GROUP	3,891	63.60	247,467.60	
		DEPFA BANK PLC	18,016	13.70	246,819.20	
		DEUTSCHE BANK	26,416	99.44	2,626,807.04	
		DEUTSCHE BOERSE AG	5,205	122.90	639,694.50	
		DEUTSCHE LUFTHANZA	11,684	19.10	223,164.40	
		DEUTSCHE POST AG-REG	39,599	22.03	872,365.97	
		DEUTSCHE POSTBANK AG	2,928	61.25	179,340.00	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	144,663	13.77	1,992,009.51	
		DEXIA	29,251	21.28	622,461.28	
		DOUGLAS HOLDING	1,604	38.97	62,507.88	
		E.ON AG	31,783	96.31	3,061,020.73	
		EBRO PULEVA SA	4,297	17.92	77,002.24	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	11,730	28.72	336,885.60	
		ELAN CORPORATION PLC	21,989	11.30	248,475.70	
		ELISA CORPORATION CLASS-A	7,627	19.99	152,463.73	
		ENDESA	48,628	36.00	1,750,608.00	
		ENEL SPA	220,306	7.90	1,740,417.40	
		ENERGIAS DE PORTUGAL SA	102,632	3.58	367,422.56	
		ENI SPA	132,863	24.69	3,280,387.47	
		ERSTE BANK DER OESTER SPARK	9,432	56.00	528,192.00	
		ESSILOR INTERNATIONAL	5,004	84.35	422,087.40	
		EURONAV SA	948	25.50	24,174.00	
		EURONEXT	4,595	87.00	399,765.00	
		EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	16,776	22.53	377,963.28	
		FADESA INMOBILIARIA SA	2,578	35.12	90,539.36	
		FIAT SPA	27,870	14.54	405,229.80	
		FINMECCANICA SPA	15,152	18.56	281,221.12	
		FLUGHAFEN WIEN	536	70.30	37,680.80	
		FOLLI-FOLLIE S.A.	840	25.40	21,336.00	
		FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	2,322	74.95	174,033.90	
		FORTIS	59,759	32.42	1,937,386.78	
		FORTUM OYJ	22,494	22.60	508,364.40	
		FRANCE TELECOM SA	86,347	20.27	1,750,253.69	
		FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO.KGAA	3,205	105.55	338,287.75	
		FUGRO CERT	2,962	35.85	106,187.70	
		FYFFES	16,054	1.63	26,168.02	
		GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	8,691	19.11	166,085.01	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	GAS NATURAL SDG	9,141	32.20	294,340.20	
		GAZ DE FRANCE	10,042	33.15	332,892.30	
		GECINA	622	113.60	70,659.20	
		GERMANOS S.A.	2,290	18.84	43,143.60	
		GETRONICS NV	6,295	5.99	37,707.05	
		GRAFTON GRP PLC-UTS	11,553	11.30	130,548.90	
		GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	11,400	28.30	322,620.00	
		GREENCORE GROUP	8,039	4.02	32,316.78	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT	3,744	87.80	328,723.20	
		GROUPE DANONE	12,165	117.20	1,425,738.00	
		GRUPO FERROVIAL	3,221	77.15	248,500.15	
		GRUPPO EDITORIALE L'ESPRESSO	8,855	4.00	35,420.00	
		HAGEMEYER NV	26,348	3.93	103,547.64	
		HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN	2,967	33.84	100,403.28	
		HEINEKEN NV	12,502	37.59	469,950.18	
		HELLENIC EXCHANGES SA	2,350	14.10	33,135.00	
		HELLENIC PETROLEUM SA	5,460	10.66	58,203.60	
		HELLENIC TECHNODOMIKI TEV S.A.	6,090	7.90	48,111.00	
		HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	16,270	21.10	343,297.00	
		HENKEL KGAA-VORZUG	3,031	107.67	326,347.77	
		HERMES INTERNATIONAL	3,330	82.85	275,890.50	
		HOCHTIEF	2,142	51.15	109,563.30	
		HYPO REAL ESTATE HOLDING	6,842	46.19	316,031.98	
		IAWS GROUP PLC	5,445	18.74	102,039.30	
		IBERDROLA	41,408	34.05	1,409,942.40	
		IBERIA (LINEA AER DE ESPANA)	24,187	2.57	62,160.59	
		IMERYS SA	1,619	68.05	110,172.95	
		IMMOEAST IMMOBIL ANLAG	14,184	10.25	145,386.00	
		IMMOFINANZ IMMOBILIEN ANLAGE	22,838	9.85	224,954.30	
		INBEV	9,335	47.84	446,586.40	
		INDEPENDENT NEWS AND MEDIA	28,921	2.73	78,954.33	
		INDITEX	11,134	39.52	440,015.68	
		INDRA SISTEMAS SA	6,317	18.86	119,138.62	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	38,452	9.78	376,060.56	
		ING GROEP	95,635	33.90	3,242,026.50	
		INTRACOM HOLDINGS SA	4,390	5.46	23,969.40	
		IRISH LIFE & PERMANENT PLC	13,863	19.80	274,487.40	
		ITALCEMENTI ORD	3,601	20.94	75,404.94	
		IVG IMMOBILIEN AG	4,447	29.13	129,541.11	
		JERONIMO MARTINS	1,927	16.15	31,121.05	
		KARSTADT QUELLE AG	3,241	19.01	61,611.41	
		KBC GROUP SA	9,351	87.45	817,744.95	
		KCI KONECRANES OYJ	2,875	19.41	55,803.75	
		KERRY GROUP A	6,696	19.40	129,902.40	
		KESKO B-SHARE	3,345	38.62	129,183.90	
		KINGSPAN GROUP PLC	6,478	16.87	109,283.86	
		KLEPIERRE	938	120.90	113,404.20	
		KONE OYJ	3,890	37.58	146,186.20	
		KONINKLIJKE DSM NV	7,730	37.01	286,087.30	
		KONINKLIJKE KPN	98,811	10.68	1,055,301.48	
		KONINKLIJKE NUMICO NV	8,730	38.25	333,922.50	
		LAFARGE (FRANCE)	7,634	110.10	840,503.40	
		LAGARDERE	6,171	56.50	348,661.50	
		LINDE	5,505	77.89	428,784.45	
		LOREAL	14,688	78.60	1,154,476.80	
		LOTTOMATICA SPA	2,958	29.61	87,586.38	
		LUXOTTICA GROUP SPA	7,029	24.41	171,577.89	
		LVMH	12,501	83.90	1,048,833.90	
		M6-METROPOLE TELEVISION	3,365	26.18	88,095.70	



種類 株式	通貨 ユーロ	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
		MAN STAMM	6,475	73.00	472,675.00	
		MAYR-MELNHOF KARTON	212	139.69	29,614.28	
		MEDIASET	39,198	9.13	357,877.74	
		MEDIOBANCA	24,498	17.97	440,229.06	
		MEDIOLANUM SPA	12,996	6.15	79,990.38	
		MEINL EUROPEAN LAND LTD	8,351	17.37	145,056.87	
		MERCK KGAA	2,615	85.86	224,523.90	
		METRO STAMM	7,443	45.10	335,679.30	
		METSO CORP	6,506	35.06	228,100.36	
		MICHELIN B	7,317	67.10	490,970.70	
		MITTAL STEEL CO NV	35,499	31.60	1,121,768.40	
		MLP AG	3,049	14.88	45,369.12	
		MOBISTAR SA	1,612	65.50	105,586.00	
		MOTOR OIL HELLAS	2,250	20.16	45,360.00	
		MUENCHENER RUCKUERSICHERVNGS F/PD REGS	9,959	124.35	1,238,401.65	
		NATIONAL BANK OF GREECE	19,392	36.96	716,728.32	
		NEOPOST SA	1,625	97.70	158,762.50	
		NESTE OIL OYJ	6,543	24.45	159,976.35	
		NH HOTELES S.A.	3,364	15.84	53,285.76	
		NOKIA	208,848	15.51	3,239,232.48	
		NOKIAN RENKAAT OYJ	5,287	16.17	85,490.79	
		OCE NV	4,008	12.15	48,697.20	
		OKO PANKKI OYJ	4,827	13.05	62,992.35	
		OMEGA PHARMA SA	1,015	53.00	53,795.00	
		OMV AG	8,420	42.01	353,724.20	
		ORION OYJ-NEW	4,262	15.85	67,552.70	
		OUTOKUMPU A	5,087	24.65	125,394.55	
		PADDY POWER PLC	2,300	15.59	35,857.00	
		PAGESJAUNES GROUP SA	6,347	23.84	151,312.48	
		PERNOD-RICARD	3,824	165.70	633,636.80	
		PEUGEOT SA	7,783	48.87	380,355.21	
		PHILIPS ELECTRONICS NV	63,805	29.06	1,854,173.30	
		PIRELLI & C.	145,440	0.72	104,862.24	
		PORSCHE AG-PFD	402	901.10	362,242.20	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA	40,326	9.80	395,194.80	
		PPR	3,377	119.70	404,226.90	
		PREMIERE AG	3,353	12.82	42,985.46	
		PROMOTORA DE INFOM SA -PRISA	3,908	13.18	51,507.44	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	4,187	22.73	95,170.51	
		PT MULTIMEDIA SERVICOS	4,003	9.64	38,588.92	
		PUBLIC POWER CORP	5,330	20.16	107,452.80	
		PUBLICIS GROUP	7,041	29.58	208,272.78	
		PUMA AG	602	284.44	171,232.88	
		QIAGEN N.V	7,181	11.68	83,874.08	
		RADEX-HERAKLITH INDUSTR.	1,290	34.80	44,892.00	
		RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	1,821	89.16	162,360.36	
		RANDSTAD HOLDING NV	2,361	49.88	117,766.68	
		RAUTARUUKKI OYJ	4,253	25.90	110,152.70	
		REED ELSEVIER NV	36,087	13.02	469,852.74	
		RENAULT SA	9,452	96.20	909,282.40	
		REPSOL YPF.SA	46,728	27.19	1,270,534.32	
		RHEINMETALL STAMM	1,842	54.82	100,978.44	
		RODAMCO EUROPE NV	2,745	92.40	253,638.00	
		RWE AG	22,704	80.80	1,834,483.20	
		RWE AG-NON VTG PFD	1,984	71.15	141,161.60	
		RYANAIR HOLDINGS PLC	456	9.81	4,473.36	
		S.A. D'ITEREN N.V.	142	272.00	38,624.00	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	5,084	49.44	251,352.96	
		SAFRAN S.A.	8,513	17.35	147,700.55	

種類 株式	通貨 ユーロ	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
		SAI ORD	3,694	34.77	128,440.38	
		SALZGITTER	2,094	83.45	174,744.30	
		SAMPO OYJ-A SHS	21,574	18.95	408,827.30	
		SAN PAOLO IMI SPA	56,817	17.37	986,911.29	
		SANOFI-AVENTIS SA	51,840	66.10	3,426,624.00	
		SANOMA WSOY A	3,276	21.18	69,385.68	
		SAP AG	11,315	161.08	1,822,620.20	
		SBM OFFSHORE NV	7,028	24.38	171,342.64	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	11,565	81.85	946,595.25	
		SCOR	42,164	2.21	93,182.44	
		SCOR-RIGHTS	42,164	0.11	4,638.04	
		SEAT PAGINE GIALLE SPA	207,945	0.44	92,951.41	
		SIEMENS AG	43,201	75.75	3,272,475.75	
		SNAM RETE GAS	49,733	4.12	205,148.62	
		SOCIETE DES AUTOROUT	1,154	62.00	71,548.00	
		SOCIETE GENERALE	18,584	129.50	2,406,628.00	
		SODEXHO ALLIANCE SA	4,869	44.71	217,692.99	
		SOGECABLE	2,100	25.60	53,760.00	
		SOLARWORLD	1,860	45.30	84,258.00	
		SOLVAY	3,245	105.30	341,698.50	
		SONAE INDUSTRIA SGPS SA NEW	3,572	7.45	26,611.40	
		SONAE SGPS SA BONUS	41,498	1.49	61,832.02	
		STMICROELECTRONICS	34,680	14.11	489,334.80	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	29,643	12.23	362,533.89	
		SUEDZUCKER AG	3,362	19.85	66,735.70	
		SUEZ	51,893	36.37	1,887,348.41	
		TECHNICAL OLYMPIC S.A.	4,060	2.34	9,500.40	
		TECHNIP S.A.	5,385	50.40	271,404.00	
		TELECOM ITALIA SPA	546,279	2.37	1,297,412.62	
		TELECOM ITALIA-RNC	307,634	2.04	627,573.36	
		TELEFONICA S.A.	227,622	15.80	3,596,427.60	
		TELEKOM AUSTRIA AG	19,137	20.55	393,265.35	
		TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	6,011	28.35	170,411.85	
		TERNA SPA	61,239	2.59	158,762.10	
		THALES	4,387	37.68	165,302.16	
		THOMSON SA	13,286	14.27	189,591.22	
		THYSSENKRUPP AG	18,379	28.65	526,558.35	
		TIETONATOR OYJ	3,870	21.60	83,592.00	
		TISCALI SPA	13,160	2.43	32,077.50	
		TITAN CEMENT CO. S.A.	2,940	42.70	125,538.00	
		TNT NV	21,107	32.22	680,067.54	
		TOTAL SA	112,792	54.45	6,141,524.40	
		TUI AG	10,876	16.23	176,517.48	
		UCB SA	4,469	49.10	219,427.90	
		UMICORE	1,261	120.20	151,572.20	
		UNIBAIL	2,340	179.40	419,796.00	
		UNILEVER NV-CVA	87,508	20.50	1,793,914.00	
		UNION FENOSA SA	6,997	40.01	279,949.97	
		UNIPOL PRIV	45,910	2.37	109,036.25	
		UPM-KYMMENE	26,693	19.48	519,979.64	
		UPONOR AB	2,803	26.30	73,718.90	
		VALEO	3,538	30.64	108,404.32	
		VALLOUREC	1,893	198.40	375,571.20	
		VEDIOR NV-CVA	8,725	14.60	127,385.00	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	14,570	50.20	731,414.00	
		VERBUND OESTERR ELEK A	3,932	38.25	150,399.00	
		VINCI S.A.	10,900	92.40	1,007,160.00	
		VIOHALCO	5,090	9.28	47,235.20	
		VIVENDI SA	58,865	30.01	1,766,538.65	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	VOESTALPINE AG	4,446	35.20	156,499.20	
		VOLKSWAGEN STAMM	8,688	80.75	701,556.00	
		VOLKSWAGEN VORZUG	5,371	52.31	280,957.01	
		WARTSILA OYJ-B SHS	3,259	36.40	118,627.60	
		WERELDHAVE NV	1,056	93.15	98,366.40	
		WIENER STAEDTISCHE VERSICHERUNG	1,608	52.26	84,034.08	
		WIENERBERGER AG	3,596	40.10	144,199.60	
		WINCOR NIXDORF AG	803	111.01	89,141.03	
		WOLTERS KLUWER	14,968	21.83	326,751.44	
		YIT OYJ	6,390	19.79	126,458.10	
		ZELTIA SA	8,272	5.71	47,233.12	
		ZODIAC SA	2,096	49.86	104,506.56	
	計	銘柄数:	316		165,142,663.66	
					(24,999,296,424)	
		組入時価比率:	17.6%		17.7%	
	英ポンド	3I GROUP PLC	23,756	9.94	236,253.42	
		AEGIS GROUP PLC	43,091	1.32	57,095.57	
		AGGREKO PLC	13,104	3.95	51,859.08	
		ALLIANCE BOOTS PLC	41,971	8.10	339,965.10	
		AMEC	16,991	4.23	71,871.93	
		AMVESCAP PLC	37,802	5.98	226,055.96	
		ANGLO AMERICAN PLC	72,928	23.98	1,748,813.44	
		ARM HOLDINGS	70,077	1.16	81,289.32	
		ARRIVA PLC	10,094	6.97	70,405.65	
		ASTRAZENECA	80,071	30.35	2,430,154.85	
		AVIVA PLC	129,816	7.98	1,035,931.68	
		BAE SYSTEMS PLC	164,718	4.20	692,639.19	
		BALFOUR BEATTY	21,858	4.31	94,207.98	
		BARCLAYS PLC	331,236	7.07	2,341,838.52	
		BARRATT DEVELOPMENTS	12,400	10.77	133,610.00	
		BBA GROUP PLC	20,884	2.86	59,832.66	
		BELLWAY PLC	5,781	14.00	80,934.00	
		BG GROUP PLC	178,466	7.03	1,254,615.98	
		BHP BILLITON PLC	124,996	9.60	1,199,961.60	
		BIFFA PLC	17,767	2.67	47,526.72	
		BOVIS HOMES GROUP PLC	6,124	10.00	61,240.00	
		BP PLC	1,017,313	5.82	5,920,761.66	
		BRAMBLES INDUSTRIES PLC	34,120	5.15	175,803.30	
		BRITISH AIRWAYS	28,889	4.80	138,811.64	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	79,774	14.39	1,147,947.86	
		BRITISH LAND CO	26,490	15.62	413,773.80	
		BRITISH SKY BROADCASTING	59,746	5.37	320,836.02	
		BRIXTON PLC	13,053	5.68	74,206.30	
		BT GROUP PLC	425,235	2.82	1,199,162.70	
		BUNZL PLC	17,729	6.90	122,330.10	
		BURBERRY GROUP PLC	22,739	5.97	135,751.83	
		CABLE & WIRELESS	123,617	1.63	201,495.71	
		CADBURY SCHWEPPE	106,662	5.41	577,574.73	
		CAPITA GROUP PLC	32,604	5.81	189,592.26	
		CARNIVAL PLC	8,707	26.19	228,036.33	
		CARPHONE WAREHOUSE GROUP	20,379	2.91	59,455.73	
		CATTLES PLC	16,783	4.05	67,971.15	
		CENTRICA	185,326	3.43	636,131.49	
		CHARTER	8,435	9.18	77,433.30	
		CLOSE BROTHERS GROUP PLC	6,721	10.26	68,957.46	
		COBHAM PLC	57,501	1.88	108,101.88	
		COLLINS STEWART TULLETT	10,836	8.61	93,352.14	
		COMPASS GROUP PLC	110,011	2.87	315,731.57	
		COOKSON GROUP PLC	9,778	6.31	61,699.18	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	CORUS GROUP PLC	45,392	4.95	224,917.36	
		CSR (GB)	6,603	6.87	45,362.61	
		DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV	15,338	6.44	98,776.72	
		DAVIS SERVICE GROUP PLC	8,718	5.09	44,418.21	
		DE LA RUE PLC	8,439	6.28	53,039.11	
		DIAGEO PLC	143,337	9.93	1,423,336.41	
		DSG INTERNATIONAL PLC	93,099	2.17	202,024.83	
		ELECTROCOMPONENTS	22,152	2.82	62,579.40	
		EMAP PLC	10,969	8.29	90,987.85	
		EMI GROUP PLC	40,468	2.72	110,275.30	
		ENTERPRISE INNS PLC	16,455	11.41	187,751.55	
		EXPERIAN GROUP LTD	51,978	6.02	313,167.45	
		FIBERWEB PLC	6,215	1.76	10,985.01	
		FIRST CHOICE HOLIDAYS PLC	25,519	2.34	59,778.25	
		FIRSTGROUP PLC	20,062	5.49	110,190.53	
		FKI	29,790	0.96	28,672.87	
		FRIENDS PROVIDENT PLC	87,333	2.16	189,075.94	
		GALIFORM PLC	30,353	1.16	35,209.48	
		GALLAHER GROUP PLC	33,479	9.19	307,672.01	
		GKN PLC ORD	36,104	3.10	111,922.40	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	296,659	13.74	4,076,094.66	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	8,312	6.11	50,827.88	
		GROUP 4 SECURICOR PLC	58,393	1.73	101,165.87	
		HAMMERSON	14,549	14.45	210,233.05	
		HANSON PLC	36,643	7.51	275,372.14	
		HAYS PLC	75,345	1.51	113,770.95	
		HBOS PLC	193,957	10.84	2,102,493.88	
		HMV GROUP PLC	20,535	1.67	34,396.12	
		HOME RETAIL GROUP	44,687	4.16	186,121.35	
		HSBC HOLDINGS	585,348	9.91	5,800,798.68	
		ICAP PLC	24,642	4.82	118,897.65	
		IMI	17,435	5.45	95,064.33	
		IMPERIAL CHEMICAL ICI	60,805	3.89	236,987.48	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	35,278	18.41	649,467.98	
		INCHCAPE PLC	23,282	5.21	121,415.63	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	19,336	10.44	201,867.84	
		INTERNATIONAL POWER PLC	75,900	3.49	265,460.25	
		INTERTEK GROUP PLC	7,930	8.02	63,638.25	
		INVENSYS PLC	40,634	2.78	112,962.52	
		INVESTEC PLC	17,139	5.75	98,549.25	
		ITV PLC	209,054	1.15	241,980.00	
		JOHNSON MATTHEY	11,220	14.54	163,138.80	
		KELDA GROUP PLC	18,627	9.33	173,883.04	
		KESA ELECTRICALS PLC	27,025	3.61	97,695.37	
		KINGFISHER PLC	120,080	2.63	315,810.40	
		LADBROKES PLC	31,955	3.98	127,340.67	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	23,950	22.02	527,379.00	
		LEGAL & GENERAL GROUP	332,150	1.50	498,225.00	
		LIBERTY INTERNATIONAL PLC	12,930	13.91	179,856.30	
		LLOYDS TSB GROUP	285,918	5.68	1,624,014.24	
		LOGICACMG	75,477	1.71	129,254.36	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	8,269	12.18	100,716.42	
		MAN GROUP PLC	89,319	4.82	430,740.87	
		MARKS&SPENCER GROUP PLC	85,882	6.95	596,879.90	
		MEGGITT PLC	22,148	3.18	70,430.64	
		MISYS PLC	25,491	2.11	53,913.46	
		MITCHELLS & BUTLERS PLC	20,761	6.44	133,804.64	
		NATIONAL EXPRESS GROUP PLC	6,995	10.40	72,782.97	
		NATIONAL GRID PLC	138,523	7.23	1,001,521.29	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	NEXT PLC	12,013	18.96	227,766.48	
		OLD MUTUAL PLC	266,000	1.82	486,115.00	
		PAGE (MICHAEL) INT'L	17,799	4.18	74,488.81	
		PARTYGAMING	50,699	0.28	14,449.21	
		PEARSON	41,057	7.74	317,986.46	
		PERSIMMON PLC	14,388	14.18	204,021.84	
		PREMIER FARNELL PLC	18,519	1.91	35,463.88	
		PROVIDENT FINANCIAL	13,042	6.28	81,903.76	
		PRUDENTIAL PLC	123,671	6.75	835,397.60	
		PUNCH TAVERNS PLC	13,407	11.40	152,839.80	
		RANK GROUP	29,933	2.55	76,329.15	
		RECKITT BENCKISER PLC	31,139	22.91	713,394.49	
		REED ELSEVIER PLC	64,428	5.70	367,561.74	
		RENTOKIL INITIAL PLC	92,566	1.53	142,320.22	
		RESOLUTION PLC	35,210	6.58	231,681.80	
		REUTERS GROUP PLC	67,787	4.70	319,107.30	
		REXAM PLC	28,400	5.40	153,360.00	
		RIO TINTO PLC REG	53,754	26.69	1,434,694.26	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	90,303	4.52	408,621.07	
		ROLLS-ROYCE REDEEMABLE B SHS	3,264,611	0.00	3,264.61	
		ROYAL & SUN ALLIANCE INS	151,063	1.51	228,482.78	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND	163,002	19.04	3,103,558.08	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	196,329	18.46	3,624,233.34	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	140,818	18.95	2,668,501.10	
		SABMILLER PLC	45,864	10.81	495,789.84	
		SAGE GROUP PLC (THE)	65,953	2.46	162,574.14	
		SAINSBURY (J)	74,235	4.10	304,734.67	
		SCHRODERS PLC	6,276	9.85	61,818.60	
		SCOTTISH & NEWCASTLE	40,765	5.44	221,965.42	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	43,898	14.44	633,887.12	
		SCOTTISH POWER PLC	75,726	7.55	571,731.30	
		SERCO GROUP PLC	23,911	3.79	90,682.46	
		SEVERN TRENT PLC	11,845	14.28	169,146.60	
		SIGNET GROUP PLC	88,619	1.25	110,773.75	
		SLOUGH ESTATES	23,952	7.29	174,610.08	
		SMITH & NEPHEW PLC	47,934	4.85	232,839.40	
		SMITHS GROUP	28,876	9.21	266,092.34	
		SPORTINGBET	18,919	0.45	8,560.84	
		SSL INTERNATIONAL PLC	9,622	3.35	32,233.70	
		STAGECOACH GROUP PLC	41,430	1.40	58,002.00	
		STANDARD LIFE PLC	107,401	2.86	307,703.86	
		TATE & LYLE	24,906	8.05	200,617.83	
		TAYLOR WOODROW	29,494	3.82	112,888.28	
		TESCO	403,554	4.00	1,615,224.88	
		THE BERKELEY GRP HOLDINGS	4,626	16.70	77,254.20	
		TI AUTOMOTIVE LTD	763	0.00	0.00	
		TOMKINS PLC	43,675	2.46	107,440.50	
		TRAVIS PERKINS PLC	5,889	18.05	106,296.45	
		TRINITY MIRROR PLC	14,670	5.00	73,423.35	
		UNILEVER PLC	62,958	14.01	882,041.58	
		UNITED BUSINESS MEDIA PLC	14,524	6.90	100,288.22	
		UNITED UTILITIES	44,682	7.70	344,274.81	
		VODAFONE GROUP PLC	2,685,841	1.37	3,693,031.37	
		WHITBREAD PLC	11,201	14.83	166,110.83	
		WILLIAM HILL PLC	18,832	6.50	122,408.00	
		WIMPEY (GEORGE)	20,281	5.38	109,111.78	
		WOLSELEY	33,539	11.90	399,114.10	
		WPP GROUP PLC	60,650	6.79	412,116.75	
		XSTRATA	31,174	21.54	671,487.96	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	YELL GROUP PLC	39,566	5.77	228,493.65	
	計	銘柄数： 163			79,046,430.65	
		組入時価比率： 12.5%			(17,666,086,785)	
					12.5%	
	スイスフラン	ABB LTD	100,693	19.40	1,953,444.20	
		ADECCO SA-REG	6,686	81.00	541,566.00	
		CIBA SPECIALTY CHEMICALS-REG	3,614	77.90	281,530.60	
		CIE FINANC RICHEMONT-UTS A	26,639	66.00	1,758,174.00	
		CLARIANT AG-REG	11,746	18.00	211,428.00	
		CREDIT SUISSE GROUP	60,493	80.65	4,878,760.45	
		GEBERIT AG-REG	202	1,699.00	343,198.00	
		GIVAUDAN-REG	321	1,033.00	331,593.00	
		HOLCIM LTD-REG	10,240	109.30	1,119,232.00	
		KUDELSKI SA-BEARER	1,661	41.20	68,433.20	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG REG	2,756	89.20	245,835.20	
		KUONI REISEN NAMEN B	145	634.00	91,930.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,790	35.25	309,847.50	
		LONZA AG-REG	1,931	103.80	200,437.80	
		MICRONAS SEMICONDUCTOR-REG	1,655	26.05	43,112.75	
		NESTLE SA-REGISTERED	20,593	442.50	9,112,402.50	
		NOBEL BIOCARE HOLDING AG	1,196	348.75	417,105.00	
		NOVARTIS NAMEN	118,820	72.55	8,620,391.00	
		OC OERLIKON CORP AG REG	324	526.00	170,424.00	
		PHONAK HOLDING AG-REG	2,339	89.85	210,159.15	
		PSP SWISS PROPERTY AG	2,379	65.35	155,467.65	
		RIETER HOLDING AG	227	618.00	140,286.00	
		ROCHE HOLDING GENUSS	35,854	220.80	7,916,563.20	
		SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT	2,624	72.05	189,059.20	
		SERONO SA B	248	1,086.00	269,328.00	
		SGS SA	220	1,310.00	288,200.00	
		SIG HOLDING AG-REG	314	363.25	114,060.50	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	396	305.75	121,077.00	
		SULZER	186	1,221.00	227,106.00	
		SWISS RE-REG	17,196	103.10	1,772,907.60	
		SWISSCOM AG-REG	942	446.00	420,132.00	
		SYNGENTA AG	5,457	211.80	1,155,792.60	
		SYNTHES INC	2,347	146.80	344,539.60	
		THE SWATCH GROUP AG-B	1,687	258.00	435,246.00	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	2,754	52.15	143,621.10	
		UBS AG-REG	105,557	75.20	7,937,886.40	
		ZURICH FINANCIAL SERVICES	7,400	325.00	2,405,000.00	
	計	銘柄数： 37			54,945,277.20	
		組入時価比率： 3.7%			(5,211,559,542)	
					3.7%	
	スウェーデン クローナ	ALFA LAVAL AB	4,850	278.00	1,348,300.00	
		ASSA ABLOY AB-B	15,950	142.00	2,264,900.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	17,150	208.00	3,567,200.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	10,650	204.00	2,172,600.00	
		AXFOOD AB	1,550	252.50	391,375.00	
		BILLERUD AKTIEBOLAG	2,150	120.25	258,537.50	
		BOLIDEN	14,750	159.00	2,345,250.00	
		CASTELLUM AB	7,850	91.00	714,350.00	
		D CARNEGIE & CO AB	3,150	137.00	431,550.00	
		ELECTROLUX B	13,765	137.50	1,892,687.50	
		ELEKTA AB-B SHS	4,400	152.00	668,800.00	
		ENIRO AB	8,850	88.00	778,800.00	
		ERICSSON (LM) B	756,500	27.75	20,992,875.00	
		FABEGE AB	4,100	175.50	719,550.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スウェーデン クローナ	GETINGE AB-B SHS	9,150	133.00	1,216,950.00	
		HENNES & MAURITZ B	24,250	325.50	7,893,375.00	
		HOGANAS AB-B	1,300	185.50	241,150.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	2,700	302.50	816,750.00	
		HUSQVARNA AB-B SHS	13,765	97.50	1,342,087.50	
		KUNGSLEDEN AB	6,950	96.00	667,200.00	
		LUNDIN PETROLEUM AB	11,200	70.00	784,000.00	
		MODERN TIMES GROUP-B SHS	2,600	423.00	1,099,800.00	
		NOBIA	2,500	258.50	646,250.00	
		NORDEA BANK AB	105,900	99.40	10,526,460.00	
		OMX AB	3,950	127.25	502,637.50	
		ORIFLAME COSMERICS SA-SDR	2,100	260.50	547,050.00	
		SANDVIK AB	51,450	92.25	4,746,262.50	
		SAS AB	3,800	104.75	398,050.00	
		SCA SV CELLULOZA B	9,550	336.00	3,208,800.00	
		SCANIA AB-B SHS	5,100	475.00	2,422,500.00	
		SECURITAS AB-B SHS	16,000	94.25	1,508,000.00	
		SECURITAS DIRECT AB-B SHS	15,950	20.50	326,975.00	
		SECURITAS SYSTEMS AB-B SHS	15,950	24.00	382,800.00	
		SKAND.ENSKILDA BANKEN A	23,700	202.00	4,787,400.00	
		SKANSKA AB-B SHS	19,200	123.50	2,371,200.00	
		SKF AB - B SHS	20,650	116.50	2,405,725.00	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER A	7,700	143.00	1,101,100.00	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER B	3,650	133.75	488,187.50	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	26,550	190.50	5,057,775.00	
		SWEDISH MATCH	15,350	118.75	1,822,812.50	
		TELE2 AB - B SHS	16,225	89.75	1,456,193.75	
		TELELOGIC AB	12,600	14.05	177,030.00	
		TELIASONERA	95,450	54.00	5,154,300.00	
		TRELLEBORG B	4,100	154.00	631,400.00	
		VOLVO A	4,850	482.50	2,340,125.00	
		VOLVO B	11,100	468.50	5,200,350.00	
		WIHLBORGS FASTIGHETER AB	1,670	130.00	217,100.00	
	計	銘柄数 :	47		111,034,571.25	
					(1,849,835,957)	
		組入時価比率 :	1.3%		1.3%	
	ノルウェー クローネ	ACERGY S.A	9,850	123.75	1,218,937.50	
		AKER KVAERNER	1,400	685.00	959,000.00	
		DET NORSKE OLJESELSKAP ASA	41,550	11.87	493,198.50	
		DNB NOR ASA	34,100	84.00	2,864,400.00	
		FRONTLINE LTD	2,650	248.75	659,187.50	
		NORSK HYDRO ASA	36,450	152.00	5,540,400.00	
		NORSKE SKOGINDUSTRIER ASA	8,700	107.25	933,075.00	
		OCEAN RIG	9,200	45.60	419,520.00	
		ORKLA ASA	9,580	342.50	3,281,150.00	
		PAN FISH ASA	132,750	5.34	708,885.00	
		PETROLEUM GEO-SERVICES	2,900	394.50	1,144,050.00	
		PROSAFE ASA	2,010	413.00	830,130.00	
		SCHIBSTED ASA	2,450	208.00	509,600.00	
		SEADRILL LTD	11,100	97.50	1,082,250.00	
		STATOIL ASA	33,650	167.75	5,644,787.50	
		STOLT-NIELSEN SA	2,000	190.00	380,000.00	
		STOREBRAND ORD	11,850	78.00	924,300.00	
		TANDBERG ASA	6,500	79.20	514,800.00	
		TANDBERG TELEVISION ASA	4,100	65.50	268,550.00	
		TELENOR ASA	39,200	105.00	4,116,000.00	
		TGS NOPEC GEOPHYSICAL CO ASA	5,400	119.75	646,650.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ノルウェー クローネ	TOMRA SYSTEMS ASA	9,100	43.80	398,580.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	10,430	119.50	1,246,385.00	
	計	銘柄数 :	23		34,783,836.00	
					(636,196,360)	
		組入時価比率 :	0.4%		0.5%	
	デンマーク クローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S	56	52,900.00	2,962,400.00	
		BANG & OLUFSEN AS	570	673.00	383,610.00	
		CARLSBERG B	1,650	520.00	858,000.00	
		CODAN	725	494.00	358,150.00	
		COLOPLAST-B	1,374	506.00	695,244.00	
		DAMPSKIBSSELSKABET TORM AS	750	303.50	227,625.00	
		DANISCO	2,500	491.00	1,227,500.00	
		DANSKE BANK A/S	21,155	244.50	5,172,397.50	
		DSV, DE SAMMENSLUT VOGN	1,075	1,010.00	1,085,750.00	
		FLSMIDTH & CO A/S-B SHS	2,150	325.00	698,750.00	
		GN STORE NORD	10,680	80.25	857,070.00	
		H. LUNDBECK A/S	2,888	146.75	423,814.00	
		JYSKE BANK	3,050	346.00	1,055,300.00	
		NKT HOLDINGS A/S	1,000	452.00	452,000.00	
		NOVO NORDISK A/S SER-B	12,330	447.50	5,517,675.00	
		NOVOZYMES A/S	2,400	474.00	1,137,600.00	
		OSTASIATISKE KOMPAGNIS	1,000	320.00	320,000.00	
		SYDBANK	3,200	241.50	772,800.00	
		TOPDANMARK AS	950	871.00	827,450.00	
		TRYGVESTA AS	1,400	413.50	578,900.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	9,487	177.25	1,681,570.75	
		WILLIAM DEMANT HOLDING	1,524	451.00	687,324.00	
	計	銘柄数 :	22		27,980,930.25	
					(568,012,884)	
		組入時価比率 :	0.4%		0.4%	
	オーストラリ アドル	ABC LEARNING CENTRES	18,116	7.40	134,058.40	
		AGL ENERGY LTD	19,240	15.20	292,448.00	
		ALINTA LTD	25,147	10.70	269,072.90	
		ALUMINA LTD	59,486	6.09	362,269.74	
		AMCOR	44,759	7.46	333,902.14	
		AMP LIMITED	95,426	9.35	892,233.10	
		ANSELL LTD	7,859	11.06	86,920.54	
		APN NEWS & MEDIA LIMITED	14,315	5.91	84,601.65	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	17,955	15.29	274,531.95	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	93,356	28.49	2,659,712.44	
		AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	8,765	34.82	305,197.30	
		AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	44,454	6.58	292,507.32	
		BABCOCK & BROWN LTD	11,628	24.38	283,490.64	
		BHP BILLITON LTD	178,174	26.49	4,719,829.26	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	8,485	15.66	132,875.10	
		BLUESCOPE STEEL LTD	35,665	7.87	280,683.55	
		BORAL LIMITED	29,869	7.35	219,537.15	
		BRAMBLES INDUSTRIES	50,067	12.83	642,359.61	
		CALTEX AUSTRALIA LIMITED	6,889	21.02	144,806.78	
		CENTRO PROPERTIES	41,827	8.11	339,216.97	
		CFS RETAIL PROPERTY TRUST	68,690	2.05	140,814.50	
		CHALLENGER FINANCIAL SERVICE	20,851	3.74	77,982.74	
		COCA-COLA AMATIL	26,763	7.32	195,905.16	
		COCHLEAR LIMITED	2,805	54.65	153,293.25	
		COLES MYER	60,864	13.48	820,446.72	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	65,674	48.20	3,165,486.80	



種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	74,249	1.42	105,804.82	
		COMPUTERSHARE LIMITED	22,932	8.48	194,463.36	
		CSL LIMITED	9,282	58.18	540,026.76	
		CSR	46,649	3.18	148,343.82	
		DB RREEF TRUST	135,855	1.65	224,160.75	
		DCA GROUP LIMITED	21,610	3.43	74,122.30	
		DOWNER EDI LIMITED	15,221	7.08	107,764.68	
		FOSTER'S GROUP LTD	103,097	6.42	661,882.74	
		FUTURIS CORP	31,138	1.81	56,359.78	
		GOODMAN FIELDER	54,053	2.09	112,970.77	
		GPT GROUP	98,976	4.95	489,931.20	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	27,124	3.90	105,783.60	
		ILUKA RESOURCES LIMITED	11,886	7.15	84,984.90	
		ING INDUSTRIAL FUND	42,249	2.35	99,285.15	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LIMITED	81,398	5.65	459,898.70	
		INVESTA PROPERTY GROUP	77,852	2.39	186,066.28	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	23,601	8.75	206,508.75	
		JOHN FAIRFAX HOLDINGS LTD	47,923	4.82	230,988.86	
		LEIGHTON HOLDINGS	7,079	21.55	152,552.45	
		LEND LEASE	18,327	16.76	307,160.52	
		LION NATHAN LIMITED	14,995	8.09	121,309.55	
		MACQUARIE AIRPORTS	34,033	3.39	115,371.87	
		MACQUARIE BANK LIMITED	12,413	76.13	945,001.69	
		MACQUARIE COMMUNICATIONS INF	16,122	6.44	103,825.68	
		MACQUARIE GOODMAN GROUP	70,394	6.81	479,383.14	
		MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	126,332	3.38	427,002.16	
		MACQUARIE OFFICE TRUST	100,425	1.49	149,633.25	
		MAYNE GROUP LTD	32,880	3.25	106,860.00	
		MAYNE PHARMA LTD	32,521	4.24	137,889.04	
		MIRVAC GROUP	50,231	5.09	255,675.79	
		MULTIPLEX GROUP	32,114	3.88	124,602.32	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	81,896	39.25	3,214,418.00	
		NEWCREST MINING	16,981	22.75	386,317.75	
		ONESTEEL LIMITED	29,051	4.54	131,891.54	
		ORICA LIMITED	15,948	23.55	375,575.40	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	40,470	7.35	297,454.50	
		PACIFIC BRANDS LTD	25,608	2.64	67,605.12	
		PALADIN RESOURCES (AU)	21,487	6.03	129,566.61	
		PAPERLINX LIMITED	22,797	4.40	100,306.80	
		PERPETUAL LTD	2,078	73.11	151,922.58	
		PUBLISHING & BROADCASTING	6,912	20.70	143,078.40	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	48,888	4.40	215,107.20	
		QBE INSURANCE GROUP	41,015	25.45	1,043,831.75	
		RINKER GROUP LTD	45,421	18.75	851,643.75	
		RIO TINTO LTD (CRA)	14,583	74.82	1,091,100.06	
		SANTOS	30,404	10.88	330,795.52	
		SONIC HEALTHCARE LIMITED	13,527	13.40	181,261.80	
		STOCKLAND	68,828	7.64	525,845.92	
		SUNCORP-METWAY LIMITED	28,410	20.38	578,995.80	
		SYDNEY ROADS GROUP	47,338	1.12	53,018.56	
		TABCORP HOLDINGS	26,789	16.69	447,108.41	
		TATTERSALLS LTD	55,784	3.71	206,958.64	
		TELSTRA CORPORATION INS RECP	107,951	3.75	404,816.25	
		TOLL HOLDINGS LIMITED	27,402	16.00	438,432.00	
		TRANSURBAN GROUP	41,437	7.25	300,418.25	
		WESFARMERS LIMITED	19,293	34.52	665,994.36	
		WESTFIELD GROUP	76,428	19.08	1,458,246.24	
		WESTPAC BANKING	93,494	24.21	2,263,489.74	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	23,815	36.36	865,913.40	
		WOOLWORTHS LIMITED	60,316	21.88	1,319,714.08	
		WORLEYPARSONS	7,321	19.40	142,027.40	
		ZINIFEX	25,022	15.15	379,083.30	
	計	銘柄数： 88			43,581,737.52	
					(3,956,785,949)	
		組入時価比率： 2.8%			2.8%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	49,827	2.08	103,640.16	
		CONTACT ENERGY LIMITED	14,714	7.89	116,093.46	
		FISHER & PAYKEL IND	26,041	4.31	112,236.71	
		FISHER&PAYKEL APPLIANCES H	13,446	4.17	56,069.82	
		FLETCHER BUILDING LIMITED	23,958	9.85	235,986.30	
		KIWI INCOME PROPERTY TRUST	35,866	1.37	49,136.42	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	21,908	5.10	111,730.80	
		SKY NETWORK TELEVISION LTD	9,929	5.94	58,978.26	
		TELECOM CORP NEW ZEALAND	99,843	4.48	447,296.64	
		THE WAREHOUSE GROUP LIMITED	5,457	6.96	37,980.72	
		TOWER LIMITED	14,538	2.25	32,710.50	
		VECTOR LTD	12,758	2.56	32,660.48	
	計	銘柄数： 12			1,394,520.27	
					(109,455,895)	
		組入時価比率： 0.1%			0.1%	
	香港ドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	9,000	42.85	385,650.00	
		BANK EAST ASIA	74,400	42.30	3,147,120.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	189,000	17.92	3,386,880.00	
		CATHAY PACIFIC AIRWAYS	50,000	18.98	949,000.00	
		CHEUNG KONG HOLDINGS	77,000	88.95	6,849,150.00	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	23,000	23.60	542,800.00	
		CLP HOLDINGS LIMITED	92,200	50.95	4,697,590.00	
		ESPROT HOLDINGS LIMITED	49,500	79.80	3,950,100.00	
		FOXCONN INTERNATIONAL	107,000	26.75	2,862,250.00	
		GIORDANO INTERNATIONAL	76,000	4.08	310,080.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	94,000	17.18	1,614,920.00	
		HANG SENG BANK	39,000	103.50	4,036,500.00	
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	37,000	43.85	1,622,450.00	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	54,500	67.45	3,676,025.00	
		HONGKONG CHINA GAS	182,520	17.52	3,197,750.40	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	71,000	36.90	2,619,900.00	
		HOPEWELL HOLDINGS LIMITED	32,000	25.35	811,200.00	
		HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	73,000	16.50	1,204,500.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	109,000	71.85	7,831,650.00	
		HYSAN DEVELOPMENT	32,000	20.75	664,000.00	
		JOHNSON ELECTRIC HLDGS NEW	75,000	6.16	462,000.00	
		KERRY PROPERTIES LTD	25,000	30.15	753,750.00	
		KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	28,000	30.80	862,400.00	
		LI & FUNG LTD	112,000	23.90	2,676,800.00	
		LINK REIT	109,000	15.88	1,730,920.00	
		MELCO INT'L DEVELOP	37,000	22.45	830,650.00	
		MTR CORP	70,000	19.18	1,342,600.00	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	130,000	14.32	1,861,600.00	
		ORIENT OVERSEAS INTL LTD	11,400	36.30	413,820.00	
		PCCW LTD	188,600	5.23	986,378.00	
		SHANGRI-LA ASIA	64,000	18.00	1,152,000.00	
		SHUN TAK HOLDINGS	48,000	11.96	574,080.00	
		SINO LAND	66,000	14.52	958,320.00	
		SOLOMON SYSTECH (INTL) LTD	102,000	1.32	134,640.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	70,000	90.15	6,310,500.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	香港ドル	SWIRE PACIFIC A	47,500	85.30	4,051,750.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	52,500	11.60	609,000.00	
		TELEVISION BROADCASTS	15,000	42.95	644,250.00	
		TEXWINCA HOLDINGS LTD.	30,000	5.25	157,500.00	
		WHARF HOLDINGS	62,000	26.80	1,661,600.00	
		WING HANG BANK LTD	9,000	78.80	709,200.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	34,000	23.45	797,300.00	
	計	銘柄数 :	42		84,040,573.40	
					(1,273,214,687)	
		組入時価比率 :	0.9%		0.9%	
	シンガポール ドル	ALLGREEN PROPERTIES	20,000	1.77	35,400.00	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	46,000	2.22	102,120.00	
		CAPITALAND LIMITED	64,000	6.05	387,200.00	
		CAPITAMALL TRUST	42,300	2.63	111,249.00	
		CHARTERED SEMICONDUCTOR	51,000	1.31	66,810.00	
		CITY DEVELOPMENTS	25,000	12.50	312,500.00	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	90,000	1.59	143,100.00	
		COSCO CORP SINGAPORE LTD	39,000	2.03	79,170.00	
		CREATIVE TECHNOLOGY LIMITED	2,800	10.40	29,120.00	
		DBS HOLDINGS LTD	58,000	20.80	1,206,400.00	
		FRASER & NEAVE LTD	41,500	4.36	180,940.00	
		HAW PAR BROTHERS INT'L	5,081	7.30	37,091.30	
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	7,000	13.00	91,000.00	
		KEPPEL CORP	28,000	15.70	439,600.00	
		KEPPEL LAND LIMITED	18,000	6.30	113,400.00	
		NEPTUNE ORIENT LINES NOL	22,000	2.06	45,320.00	
		NOBLE GROUP LTD	49,000	1.07	52,430.00	
		OLAM INTERNATIONAL LTD	32,000	2.04	65,280.00	
		OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	127,000	7.40	939,800.00	
		PARKWAY HLDGSLT	30,000	2.89	86,700.00	
		PARKWAY HOLDINGS LTD-RIGHTS	1,500	1.07	1,605.00	
		SEMBICORP INDUSTRIES LIMITED	40,144	3.68	147,729.92	
		SEMBICORP MARINE LTD	26,000	3.28	85,280.00	
		SINGAPORE AIRLINES	28,000	16.00	448,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	40,000	5.15	206,000.00	
		SINGAPORE LAND LTD	6,000	8.15	48,900.00	
		SINGAPORE PETROLEUM CO LTD	7,000	4.32	30,240.00	
		SINGAPORE POST LTD	68,000	1.00	68,000.00	
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	76,133	4.26	324,326.58	
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	68,000	3.06	208,080.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	364,909	2.95	1,076,481.55	
		SMRT CORPORATION LTD	31,000	1.12	34,720.00	
		STATS CHIPPAK LTD	66,000	1.11	73,260.00	
		SUNTEC REIT	50,000	1.62	81,000.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	59,000	18.50	1,091,500.00	
		UOL GROUP LIMITED	26,200	4.46	116,852.00	
		VENTURE MFG (SINGAPORE) LTD	12,000	13.60	163,200.00	
		WING TAI HOLDINGS	24,000	2.10	50,400.00	
		銘柄数 :	38		8,780,205.35	
					(665,276,159)	
		組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
					141,060,610,489	
					(141,060,610,489)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

(平成18年12月29日現在)

種類	金額
資産総額	1,557,564,744円
負債総額	3,804,850円
純資産総額 ( - )	1,553,759,894円
発行済口数	1,085,104,311口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4319円

(参考情報)

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の現況

### 純資産額計算書

(平成18年12月29日現在)

種類	金額
資産総額	151,253,190,769円
負債総額	- 円
純資産総額 ( - )	151,253,190,769円
発行済口数	106,508,975,741口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4201円

## 設定および解約の実績

下記決算期間中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	9,515,311,239	6,747,260,349
2期	1,451,213,976	1,542,790,148
3期	1,516,871,981	1,752,913,399
4期	112,934,301	780,854,279
5期	145,723,366	231,648,946
6期	1,781,267,920	1,263,210,774
7期	89,720,388	108,792,492
8期	258,052,782	1,831,016,967
9期	612,010,212	182,692,791

(注1) 本邦外における販売および解約はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

**その他の情報****ファンドの沿革**

平成9年11月20日	投資信託約款締結、ファンドの設定、運用開始
平成12年11月15日	「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」附則第3条により新証券取引法第二章の規定を適用しない期間満了に伴い「有価証券届出書」提出
平成12年12月1日	新証券取引法による募集開始
平成14年3月11日	マザーファンドの投資信託約款を締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行

受益権は上場されません。

Morgan Stanley

[www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

MC-013-070220